

# 自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.29

2019年6月

千葉県地方自治研究センター 講演会  
災害列島の中の高齢者と防災



郷土博物館に隣接する緑がきれいな市民会館（野田市）

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020



# 自治研ちば

vol.29 2019.6

|                                                                                       |             |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| • 巻頭言 .....                                                                           | 衆議院議員 谷田川 元 | 2  |
| • 千葉県地方自治研究センター 講演会<br>災害列島の中の高齢者と防災<br>聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授 佐賀大学名誉教授 北川 慶子            |             | 3  |
| • 市議会報告<br>消防採用時における色覚検査について<br>～99%の消防本部が「色覚異常があっても消防業務に差し支えない」と回答～<br>松戸市議会議員 関根ジロー |             | 20 |
| • シリーズ「千葉から日本社会を考える」<br>平成から令和へ 地域課題の軸は持続可能な福祉社会づくり<br>島根県立大学名誉教授 井上 定彦               |             | 25 |
| • 自治研センターレポート<br>統一地方選・千葉県議選を振り返って .....                                              | 研究員 井原 慶一   | 29 |
| • 公共の担い手 松戸市放課後児童クラブについて<br>—松戸市における「補助制度」から「委託化」へ—<br>NPO法人MASC 顧問（松戸市議会議員） 二階堂 剛    |             | 33 |
| • シリーズ千葉の地域紹介<br>歴史と文化が薫るまち・野田 .....                                                  | 野田市広報広聴課    | 36 |
| • 新聞の切り抜き記事から .....                                                                   | 研究員 井原 慶一   | 39 |
| • 今期の入手資料 .....                                                                       | 編集部         | 43 |
| • 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集） .....                                                 |             | 44 |
| • 編集後記 .....                                                                          | 事務局長 佐藤 晴邦  | 45 |

# 恣意的な衆議院解散を許していいのか？



衆議院議員 谷田川 元

4月に行われた統一地方選挙で、何と言っても一番注目を集めたのが、大阪のダブル選挙だったと思います。現職の知事が辞めて市長選へ、現職の市長が辞めて知事選へ立候補するという前代未聞の出来事でした。公職選挙法第259条の2で、知事や市町村長が自らの都合で辞職し、その出直し選挙に立候補し当選した場合、当初の残りの任期しかできないことになっているための対抗措置でした。どうしてこのような規定ができたのか調べてみました。

昭和26年4月の第2回統一地方選挙から昭和30年4月の統一選まで、実に17人の知事が途中辞職しその後の選挙に立候補しています。そのほとんどが前倒しで選挙をやれば自分に有利との判断で辞職しています。これについて、現在の総務省の前身である自治庁は昭和26年10月19日の朝日新聞で次のように述べています。

「知事という有利な立場をさらに有利にするため、抜き打ち的な選挙を行えば、それは選挙の公正を害することとなり、ひいては住民の真の意思が選挙の結果にあらわれて来ないことにならないか」と痛烈に批判しています。

こうした状況を受けて、昭和31年の法改正で、途中辞職後の選挙の立候補は禁止となりましたが、これでは厳し過ぎるとの意見があり、昭和37年に現在の規定に改正されたのです。すなわち、知事や市町村長が、自らの選挙を有利にするため恣意的に選挙日程を設定することを規制しているのです。

さて、国政に目を転じてみると、過去2回の衆議院選挙は、まさに抜き打ち的な選挙でした。安

倍総理は、選挙情勢を探る世論調査を綿密に行い、今やれば与党が勝てるとの結論に至り、解散を強行しました。衆議院解散については、昭和27年8月に吉田内閣が断行したいわゆる『抜き打ち解散』が憲法違反であると当時改進黨の議員であった苦米地義三氏が提訴し、一審では解散は無効との判決が下されました。ところが最終的に最高裁判決で、政治性の高い国家統治行為であるので、司法の審査になじまないという所謂統治行為論で棄却されてしまいました。しかし、過去2回の解散は、政治性の高い統治行為というよりも、勝てるなら今やるしかない、まさに党利党略以外の何ものでもありません。このようなことが、許され続けていいのでしょうか？

2000年に地方分権一括法が施行され、それまでは、国と地方の上下関係が規定されていましたが、今や国と地方は対等なはずです。知事や市町村長に恣意的な選挙日程の設定をさせないようにしている一方で、そのお手本となるべき総理大臣には何らお咎めなしというのは、不公平と言わざるを得ないと思います。

我が国の議院内閣制のお手本と言われるイギリスでは、今から8年前に2011年議会任期固定法を制定し、内閣の解散権を制約しています。すなわち、内閣不信任決議案の可決または庶民院で3分の2以上の多数で解散を決議した場合を除き、議会総選挙は5年ごとに実施されることになったのです。我が国でも、このような法律を制定する必要があると強く感じています。そのためにも、自分勝手な解散は許されないとの世論を盛り上げていきたいと思っています。

# 災害列島の中の高齢者と防災

聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授 佐賀大学名誉教授

**北川 慶子**

再録編集文責：本誌編集部



ただいま御紹介いただきました、北川でございます。2014年に佐賀県で開催された地方自治研究全国集会で皆様にお目にかかりました。そして5年がたちまして、今、松戸市の聖徳大学におります。このような機会をいただきまして、本当にありがたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

今日は『災害列島の中の高齢者と防災』というテーマをいただきましたが、子供、妊産婦、障害を持っている人たちのことも、高齢者の問題とあわせてお話したいという気持はございますけれども、高齢者に特化して、「現状はどうなっているか、将来はどうなのか」「そして災害にどう備えていくか、災害時にどう対処するか」ということを、皆様方と御一緒に考えることができればと思います。

## ■日本は世界で有数の災害列島

私たちの日本は、世界で有数の災害列島です。災害の多発国であり、その中でいろいろな種類の災害があるということも、「災害列島」といわれるゆえんです。日本では、気象災害、地震や火山の噴火もあり、すべての災害が日本の中で凝縮して起きています。また、今後さらに地球温暖化や気候変動の影響によって、災害の規模も大きくなり、被害も拡大すると予想されています。

気象庁や国交省の河川事務所の方々は、「これから30年の間に、巨大地震が発生すると言われていたが、それと同時に気象災害も、30年以内にこれまでの3倍の大きさのものが発生し、その被害

も3倍になるだろう」とよく話しておられます。私たちは災害を避けて通れませんので、備えなければいけません。まず、いろいろな災害が起こりうるリスクを知っておくということが、私たちの第一番目の課題かと思います。

そこで5点について、考えたいと思います。

- ①まず千葉県にどんな災害がこれまであったのかということ。
- ②今後30年間に発生する大災害のリスクには、どのようなものがあるのかということ。
- ③高齢者といっても、年齢にも幅があります。一般的には、65歳から110歳まで、50年～60年間の幅があります。元気な方もいれば、少し虚弱な方もいます。あるいは日常生活で自立できなくて、どうしても介護の手が必要という人たちもいます。それぞれの高齢期の方々の被災のリスクを考えて、その対応・対策をどうするかということ。
- ④それから千葉県のレジリエンス（回復力）といたしましょうか。例えば災害が起こって、ダメージを受けて、それからの回復力、災害への強靱性といったことを考えていきたいと思っています。
- ⑤私は最近、この20年間ぐらひは外国の災害対応などを研究しておりますので、アメリカですとかヨーロッパの話も、少しさせていただけたらと思います。かなり日本と温度差があります。外国のことでも、私たちが示唆を受けられることがあるかと思っていますので、ご参考までに少しお話をさせていただきます。



## ■千葉県自然災害は地震が一番多い

はじめに、千葉県の自然災害についてです。最近300年間では、やはり地震が一番多く発生しています。その中でも、極端なダメージを受けたということがないので、「千葉県は意外と安全」というようなことも、定説としてあるようです。県のホームページにも、「豊かな自然と温暖な気候に恵まれた、暮らしやすい地域が千葉県」と、書かれております。

確かに日常的に何も無い、平時にはそうだと思います。しかし、地震があれば、あるいはそれによって津波が押し寄せてくれば、あるいは洪水が起こればということを考えると、とても危険な地域です。それを今度は、人口と関連づけて見ていかねばなりません。江戸時代の始まるのころから平成に至る最近まで、特に東日本大震災で千葉県でも被害を受けました（図表1）。県周辺で災害が起こると、その被害は必ず千葉県にも及ぶという地域ですので、私たちはやはり準備をしておかないといけないと思います。

内閣府の「防災情報のページ」にも、今後30年以内に、海溝型の地震、直下型地震が、関東と関西で発生する確率が推計されています。ここで推

計されている場所以外は安心かといえ、決してそうではありません。熊本地震を考えてみますと、何と「30年以内に大きな災害が起こる確率は1%以下」と言われていた地域ですが、あんなに大きな地震が起きました。

私の父親の出身が熊本で、私が引き継いだ家も全壊しました。その家のあと始末に2年間ぐらいかかりました。大きな被害を受けると、とてもそのあとが大変だということを、実感しました。「本当に大丈夫だ」というようなところは、多分、日本のどこにもないと思います。

さて、地震のリスクを見ていきたいと思います。千葉県には、地震が発生して、津波が来るであろうというところがあります。この千葉市ですが、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は85%で、日本一となっています（図表2）。

この30年以内の地震と津波で最も大変なところは、高知県や徳島県です。特に高知県黒潮町では、「フェンスを何十メートルにも高くする」ということでずいぶん騒がれて、関心も高くなっています。その高知市よりも、千葉市のほうが確率は高いということが公表されております。いつ来るかわかりませんが、85パーセントの確率だといふのであれば、しっかり備えておかなければい

図表1 千葉県の自然災害

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1605 (慶長 9) 年 | 東海・南海・西海地震 (M7.9)          |
| 1677 (延宝 5) 年 | 磐城・常陸・安房・上総・下総地震・津波 (M8.0) |
| 1703 (元禄16) 年 | 元禄地震 (M7.9 ~ 8.2)          |
| 1855 (安政 2) 年 | 江戸・周辺地震 (M7.0 ~ 7.1)       |
| 1909 (明治42) 年 | 房総沖地震 (M7.5)               |
| 1921 (大正10) 年 | 茨城県南部地震 (M7.5)             |
| 1922 (大正11) 年 | 浦賀水道地震 (M6.9)              |
| 1923 (大正12) 年 | 関東大地震・津波                   |
| 1953 (昭和28) 年 | 房総沖地震 (M7.4)               |
| 1960 (昭和35) 年 | チリ沖地震 (M8.5)               |
| 1970 (昭和45) 年 | 豪雨災害                       |
| 1971 (昭和46) 年 | 豪雨・強風災害                    |
| 1987 (昭和62) 年 | 千葉県東方沖地震 (M6.7)            |
| 1989 (平成元) 年  | 千葉県北部地震 (M6.0)             |
| 2005 (平成17) 年 | 千葉県北東部地震 (M6.1)            |
| 2011 (平成23) 年 | 東日本大震災 (M9.0、千葉県最大震度：6弱)   |

出所：千葉県ホームページ

図表2 県庁所在地の市役所における「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」が高い地点

| 地 点     | 震度6弱の<br>30年超過確率 |
|---------|------------------|
| 千 葉 市   | 85%              |
| 横 浜 市   | 82%              |
| 水 戸 市   | 81%              |
| 高 知 市   | 75%              |
| 徳 島 市   | 73%              |
| 静 岡 市   | 70%              |
| 津 市     | 64%              |
| 高 松 市   | 63%              |
| 奈 良 市   | 61%              |
| 和 歌 山 市 | 58%              |
| 大 阪 市   | 55%              |
| さいたま市   | 55%              |

出所：地震本部資料「全国地震動予測地図 2018 年版付録1 全国地震動予測地図 2018 年版の解説（2019 年 1 月修正版）」付録1—22

けないということになります。

では、その被害の想定はどうかといいますと、南海トラフ巨大地震ですと、死者・行方不明者が32万3,000人、住宅の全壊が何と239万棟くらいあるであろうと予測されています。この住宅の全壊は東日本大震災の約20倍となります。

## ■首都圏直下型地震は 甚大な被害をもたらす

首都圏の直下型地震の場合は、千葉県だけではなく、周辺地域も含めてですが——死者・行方不明者は、南海トラフ巨大地震の1割程度で2～3万人くらいです。それでも東日本大震災の約5

倍の約61万棟の住宅が全壊するだろうと予測をされています。このことを本当に深刻に、私たちは受けとめなければいけないと思います。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県——このような地域は、本当に対策が急がれております。これは公的機関もそうですけれども、個人個人が備えの意識を持たなければいけないということでもあります。

具体的に、少しずつ見ていきたいと思います。

**図表3**の写真をご覧ください。京都市北区に船岡山があります。私の家のすぐそばです。100段ほどの階段がありまして、10分ほど上がっていきま

すと、小高い山の上に、織田信長を祭った「建勲神社」があります。そこに、皆さんがご存知の「人生わずか50年、下天の内をくらべれば…」という石碑があります。信長が亡くなったのが1582年で、48歳。50歳前ですから、確かに人生50年というのは、『敦盛』の中に書いてありますこの歌のとおりなのです。

信長が48歳で亡くなった1582年から370年ほど経過した1947年の平均寿命がどの程度かといえば、何とまだ50歳代なのです。戦後直後まで、平均寿命はあまり変わっていません。それ以降、右肩上がりに平均寿命が延びて、現在では男性が81歳。女性が、87歳です。80歳代ということは、戦後まもなくと比べて30年も延びたことになります。今のように災害が多発しますと、高齢者が危険にさらされる機会が必然的に増えてしまいます。

これまで穏やかな地域でした。それが、2018年8月、台風21号で、近くの御社の杜や大木がすべてなぎ倒されてしまい、風景が一変するという惨状を呈しました。町内会もしばらくボランティアでお手伝いをしました。それでも1カ月くらいは、入れませんでした。災害が今まで何もなかったからといって、これから

図表3 建勲神社の石碑（写真上）と被災の状況（写真下）



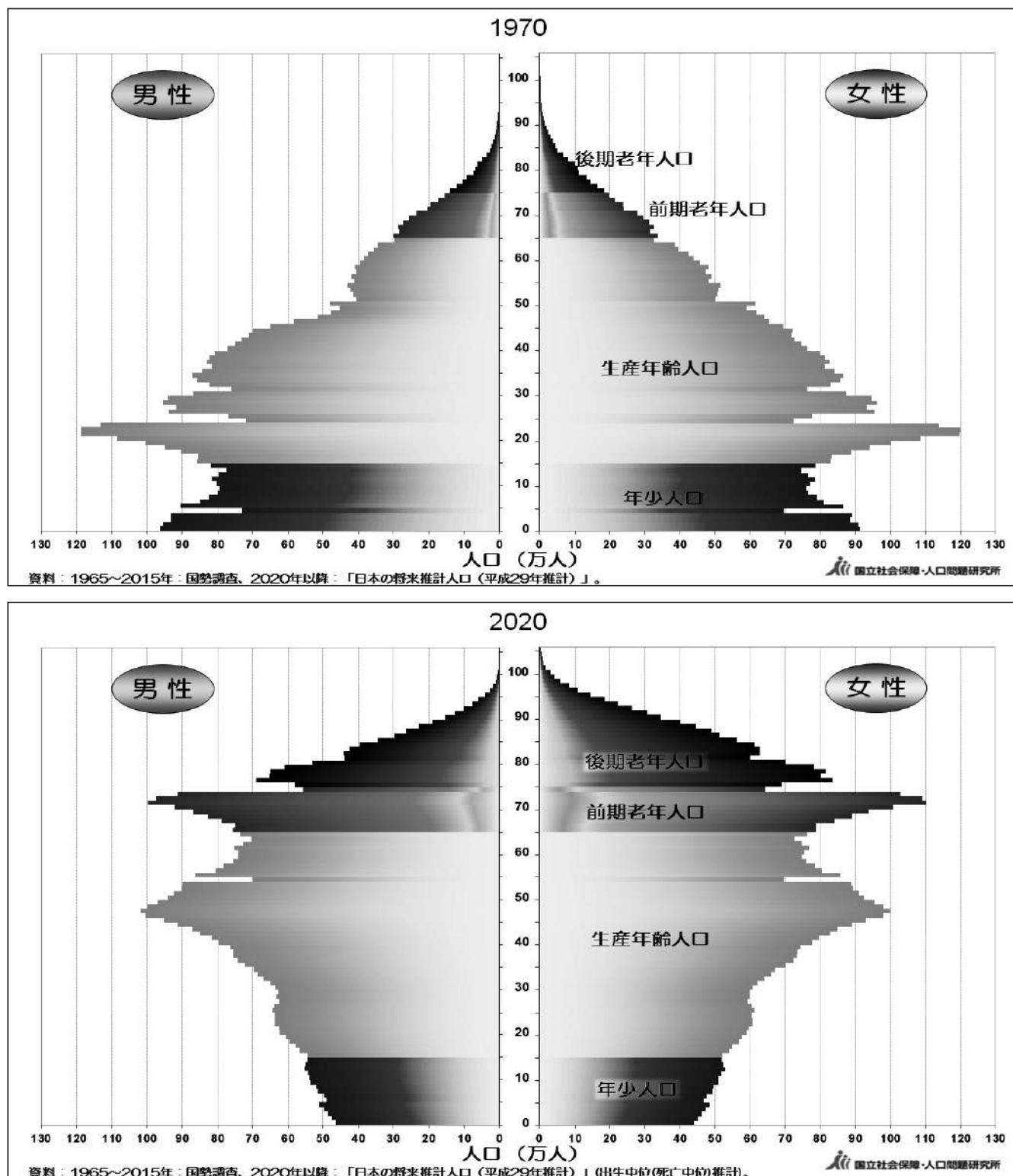
も同じ状況が続くかという点、「決してそうではない」ということを、まざまざと見せつけられました。

この時は地震ではなくて、豪雨災害でしたけれども、このような気象災害に注意しなければいけないと、身につまされました。

## ■災害時には高齢者は特に注意が必要

さて、「災害時には高齢者のことを特に注意しなければいけない」という点についてです。図表4は1970年と2020年の人口ピラミッドです。1970年は、日本が初めて高齢化社会になった年です。ま

図表4 1970年と2020年の人口ピラミッド





だ、何となく三角形のピラミッドになっています。

2020年の予測では「人口ピラミッド」といえる形ではありません。団塊の世代と、団塊ジュニアの世代が膨らんでいますが、第3次ベビーブームは、とうとう来ませんでした。

今後は当然ながら今の形が上がっていきまして、ピラミッドというような人口構成には、なかなかありません。会場にいる皆さんは、現在、高齢者を支援する立場にいますと思いますが、将来は被支援者、すなわち支援を受ける側になります。ですから、「自分の20年後を考えたら、やっぱりひとごとではない」ということになると思います。

今後、高齢者人口が徐々に少なくなるとはいつても、やはり全体の人口が減少していきます。あいかわらず若い人口は少ないですから、こうなるとさらに大変です。人口比で見ますと、もう支援者がいるかどうか分からないという社会になっていきます。

そうなりますと、将来の人口構成を見通しながら、「次にどう備えるか」を考えていくことは、必然だとお分かりになるでしょう。

**図表5**は健康寿命と平均寿命の動向です。最近、顕在化してきた課題に、「健康寿命」というのがあります。自立して生活できる期間がどのくらいかを示しています。男性と女性の平均寿命の差は

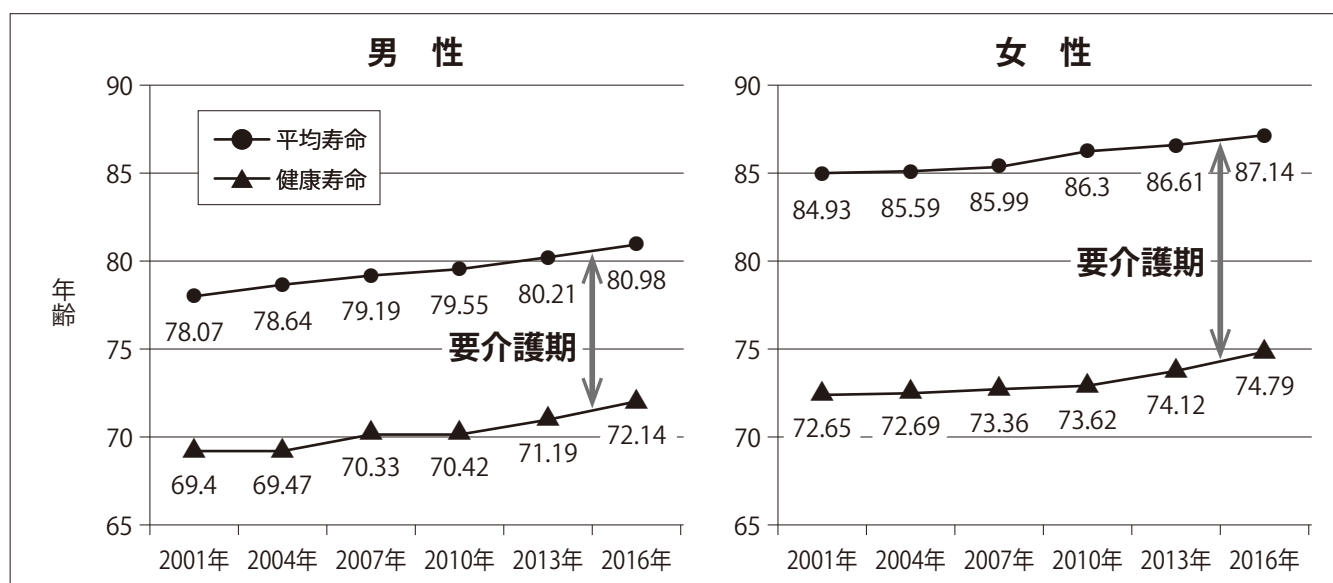
6歳ほどあります。要介護期間を見ますと、男性は8年間という自立していない時期があります。ところが女性はさらに長いのです。平均で12年間です。

そうしますと、平均寿命が延びても、元気なときというのは、たった2年間しか男女で差がないということになりませんか。男性の要介護期間は8年ですが、女性は12年で男性よりも4年間も長いということになりますと、これは本人にとっても家族にとっても大変なことです。ですから、これになるべく縮めるために、「高齢期はどうあるべきか。健康でいるためにどうすべきか」ということが、福祉と保健の分野で考えられています。

そして、要介護期のことだけを考えるのではなくて、「高齢期になって、しかも要介護状態になったときに災害が起きたら、どのようにしてそのままの状態で生存できるか」ということが一番の問題になると思います。

自分で自力避難ができない時期が、男性は8年間、女性は12年間もある中で、だれがどのようにして避難を手伝ってくれるのか、避難をさせてくれるのか？ 自分ではできませんので、そのまま置きほりになるのか？ このようなことは、とても深刻なことですね。笑えないことです。「でも大変だから、今はないことにしましょう」ということには

**図表5 健康寿命と平均寿命の動向**



出所：平成30年度高齢社会白書

なりませんので、私たちは正面から、きちんと向き合って考えていかなければいけません。

## ■障害者も高齢者同様に注意が必要

これは高齢者だけの問題ではなくて、障害を持っている人たちも同様です。知的障害・精神障害者の方もいれば、身体障害の方もいます。身体障害にも様々な状態があります。高齢者の中でも単に身体的な介護を必要とするだけではなくて、認知症の方も増えてきました。そのような人たちにはどのように向き合って、被害を最小化していくかということが問われています。日本は、本当に多くの難題をかかえる社会になってきました。

日本が、どのように災害に対応しているかということ、全世界が注目しています。特にアジアの国々は、「日本という災害大国が、どのようなシステムをつくって、どのような避難をしているか。それらのシステムが機能しているか」ということに注目しています。それによって、日本を模倣し、参考にして、どのように自分たちの国の避難計画や防災対策を立てたらよいのかということを考えながら、見えています。

最近では、とりわけ韓国がすごく日本の防災対策に関心を寄せております。毎年何百人という行政関係者が日本に視察に來たり、講演を聞きに來たりしています。今年は、さらに多くなると聞いています。

## ■災害時の自助、共助、公助

災害では必ず、「自助と共助と公助」という言葉を使って説明されています。自助は、「まず自分で、できる限りの準備をしてくださいね」ということですが、従来は3日間だったのが、「4日間くらい、すべてのものを確保したほうがいいですよ」となってきました。実は、この自助、共助、公助というのは、福祉の中で使われていた言葉です。災害時の支援や復興は、福祉と密接にかかわっていますので、その意味では「自助・共助・被害

者に対する公助」という言葉が外国でも多く使われるということからも、案外、災害と保健福祉分野を、身近に感じていただけるのではないかとこの気がします。

今の日本のように人口が減少していけば、ここにおられる行政に関係する皆さん方はおわかりになっていると思いますけれども、高齢化が進んでいますので公助の手が足りなくなります。そうしますと、やはり「自助や共助が重視される」というのが、私たちには説得力を持って聞こえてくる言葉ではないかと思います。

## ■高齢化で介護を受ける人口が増加

千葉県は全ての市町村で人口が減少するわけではなくて、増加するところもあります。今から4半世紀後の2045年に、人口が増加するのは、千葉市の中央区と緑区、流山市、浦安市、印西市、木更津市の6地域です。この6地域だけが、2015年と比較して2045年の人口が若干ですが、増加すると推計されています。

あとの54の区と市町村のうち、11の市町は、2015年を100としますと、2045年の人口が50%台となり、6市町は40%台になってしまいます。その他の市町村は人口減少の進み具合がそこまで激しくはありませんが、減少していきます。千葉県全体としては人口減少化ということを意識せざるを得ません。

首都圏全体をみますと、高齢化率はこれから10%くらい増えます。千葉県はどうかといいますと、2045年には36.4%と65歳以上人口が全体の3分の1を超え、4割近くになっていきます。埼玉県や東京都よりも、千葉県の高齢化率の方が高くなっています。

そのようなことを視野に入れますと、自宅在宅ケアを受けているお年寄り、それから施設を利用している要介護の高齢者の方々が、ぐっと増えていくだろうと予想されます。8年～12年の期間が要介護状態ということになりますと自力避難はできないので、家族、地域の人あるいは施設の

職員が避難を支援するというようなことになりま  
すね。だれが避難を支援するかということをしっ  
かりと考えておかなければいけません。

それから、ただ避難するだけでなく今度は、一  
般の指定避難所なのか、福祉避難所なのか、どち  
らに行くのかということを判断しなければなりま  
せん。福祉避難所と一般の指定避難所と一口に言  
いまして、ケアのレベルが違います。障害を持っ  
ていたら、障害のレベルも違うわけです。種類も  
違います。一概に福祉避難所と言っても、要介護  
状態によっては、簡単には対応できない場合もあ  
ります。福祉避難所も足りなくなりますし、そこ  
で介護を必要とする、支援を必要とする人たちは、  
避難所に行っても自分でできるわけではありません。  
日常的に介護や支援が必要な人たちなので、  
介護や支援を行う人材をどのように確保するかと  
いうことを、私たちは考えなければいけないと思  
います。

回復力とか、強靱化というようなことがよく言  
われますが、強靱化するためには、今どこが脆弱  
なのか、自分のどこが弱いのか、どこが強いのか  
ということをはっきりと認識しつつ、考えておか  
なければいけません。

脆弱性といった場合には、今の制度だけでいい  
かというと、決して今の法律や制度だけでは不十  
分です。毎年のようにいろんなガイドラインが出  
されたり、規則を変えたりしますが、そのような  
ことではなくて、もう少し抜本的に考える必要が  
あります。災害対策救助法や災害対策基本法避難  
所ガイドラインなど法律・制度もこれでいいわけ  
ではありません。この点にも弱みや脆弱性がある  
といえるかと思います。

それから、私たちの使っているモノや施設の脆  
弱性についてです。公共の施設も自分の家もそう  
ですが、いろんなところでモノの脆弱性というの  
があります。IT化によって機能が非常に強化さ  
れて、「こういうモノを利用しましょう」といっ  
ても、例えば停電になってブラックアウトが発生  
したり、雪によって雪原と雲が一続きに見えてし  
まうホワイトアウトになったりした場合には、設

備や機器は整っていても、これまで日常的に使っ  
ていた様々なモノが使えなくなるという、そのモ  
ノの脆弱性があります。

東京オリンピックは来年ですが、前回の1964年  
の東京オリンピックのときに、インフラを整備し  
ました。それからすでに50年以上が経過し、イン  
フラの老朽化が問題となってきています。そのよ  
うな老朽化したインフラが、災害で被災すること  
によってさらにダメージを受けて、使えなくなる  
という脆弱性もあると思います。

そのことを最も加速させるのが、自然環境です。  
先ほど申し上げましたように、異常気象が起こり、  
地球温暖化が進んでいます。四季がきれいで、穏  
やかないい地域だったこれまでの日本ですが、も  
う四季をあんまり感じられなくなるぐらいに気候  
が変わってきたところもあります。「環境の脆弱  
性」とでもいえるように、環境も変わってきてい  
ます。

## ■災害時の備えを日常的に行う必要

そこで最も大切なのは、「自分自身のどこが弱  
いのか」ということを知っておくことだと思います。  
災害があるといつもと違っていいほど、高齢  
者の方から「いや、こんなことはこれまでにな  
かったから、大丈夫だと思った」「自分は70年も  
80年も生きていて、こんなのは初めてでした」と  
いうように話されるのをよく目にします。しかし、  
これは環境が変わってききましたので、もう過去の  
経験があてにはならないということも、私たちは  
知っておかなければなりません。

高齢期になると、「避難するようなことをこれ  
まで経験したことがないから、大丈夫だ」という  
ことで、避難しないということが結構あります。  
それが、いよいよになって避難しなければいけな  
くなると、今度は自分の体が持たないというところ  
があつたりします。ですから、自分の健康です  
とか、体力、能力を過信しないということも必要  
です。あまり「弱い弱い」ということばかりでは  
いけませんけれども、どこに脆弱性があるのかを

考えておくことは大切です。

水が膝までの高さまできたら、もうほとんど移動ができません。高齢者はもう少し下の、ふくらはぎの半分くらいまできたら、もう進むのが難しくなります。地面から50センチくらいの高さまで水がきたら、若い人たちでも難しくなります。ですから、そういうことも知って、自分の脆弱性というものを考えておくということも大切です。

さて、この要介護者等の避難行動支援に対する防災ということを、少し考えていかなければいけないと思います。

ここだけ覚えておいてくださればよいということをお話します。「自助・共助・公助」ですが、災害時に重要なのは、「自分の身は自分で守る」という自助です。比率であらわせば、7割は自助です。あとの2割が共助、身内も含めまして近隣の人たちと、お互い同士で助け合うということです。残る1割が公助です。災害が大規模化するにつれて、公助である行政の対応は最も遅れる恐れがあります。行政の対応が始まるまでに時間が随分かかるということが考えられますので、まずは自力で、それから助け合いながら、公助を待つということになります。「自助・共助・公助」の比率を、「7・2・1」というように覚えておくことが必要だと思います。となりますと、自力の避難が困難な高齢者は早めの対応が必要となります。

早めに避難するためにどうするかというところ——地域の中で、それから自分自身で、家族同士で、あるいは福祉施設で、どのように災害に対応するかを日頃から考えることが減災につながるわけです。具体的な災害対応計画を策定する際の考え方について、触れておきます。

まずは、「実現の可能性」があるかどうか重要なポイントです。それから、何かを実現しようとするすると、必ず「人とモノと金」が必要とな

りますので、その点から考えて、すぐに取り組めて、そして被害を最小化できるものは何かという「取り組みの効果」を考えることが大切です。自分の身の安全ということがまず第一番目ですが、家族、自分の住んでいる家やモノをどのように移動させたりするか等、準備しておくことが必要です。

災害対応計画を作る際に、「実現の可能性」と「取り組みの効果」に着目して4分類したものが**図表6**です。これにすぐに取り組めて、そして被害の最小化に効果が高いものは何なのかということをもまず考えるということです（**図表6の1**）。

被害の最小化には効果があるけれども、取り組みに多分人も必要だし、お金もかかるし、モノも必要だけれども、被害の最小化の効果は高いというのが**図表6の3**です。

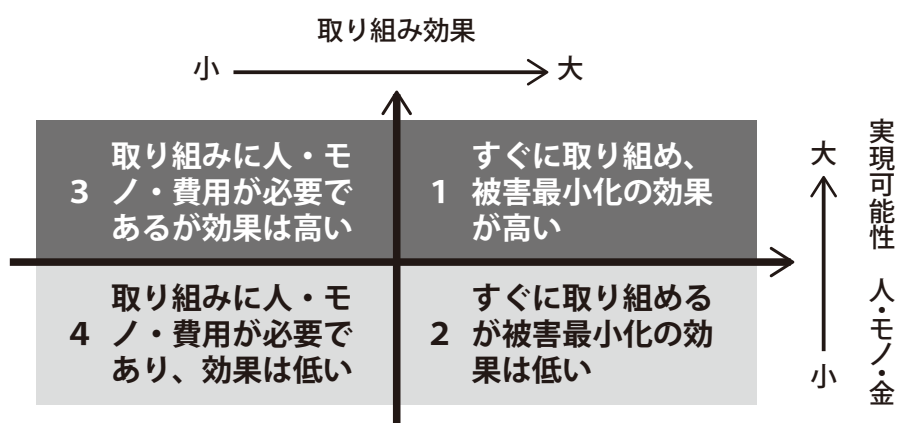
それから、すぐに取り組めますが、果たして被害の最小化につながるかどうか…。自分の身はいけれども、家はどうかわからないとか、あるいは家族はどうなのかということも含めて、すぐ取り組むことはできるが、被害の最小化になるかどうかはわからない。でも、取り組む必要はあるというのが**図表6の2**です。

取り組みに「人・モノ・金」は必要でも、効果もひょっとしたら低いかもしれないというのが**図表6の4**です。

いろいろ考えていくと、四つにうまく整理ができるかと思います。

そして、自分で準備をしたけれども、「これは

**図表6 災害対応計画の策定4分類**





楽だけど、ひょっとしたら、役に立たないかもしれない」というものもあるわけです。私たちは平時に考えますからね。日常的に考えて「あれも、これも」と思うと、意外と災害時にいらない物も出てきたりします。そうであっても常に備えるという習慣をもつことが必要です。

## ■アメリカの災害時の対応

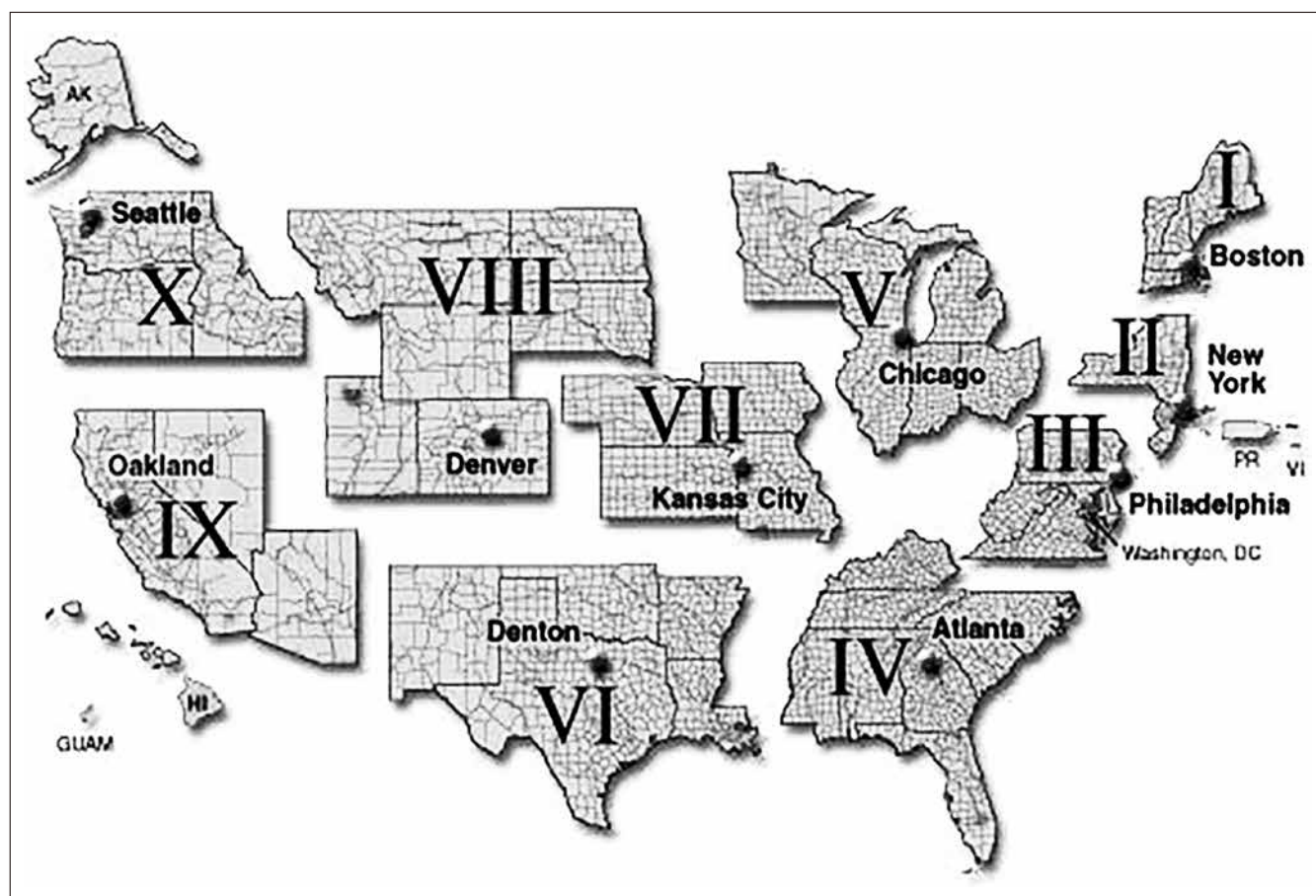
少し目を転じて、アメリカのお話をします。アメリカでも日本と同様に、自助と共助と公助ということがあります。アメリカには、いろいろなことをシステムティックに行うFEMA（連邦危機管理局）という機関があります。FEMAは1979年に設立されましたが、2003年に改組され、規模が縮小されてホームランドセキュリティー（国土安全保障省）の一部となりました。今は災害時のコーディネイターの役割です。

FEMAはすごく重要な役割を果たしています。

どこにどのような人たちを配置するかのコントロールなどを全部行いますので、災害対応が非常にスムーズにできています。そこでも自助・共助・公助を踏まえて、事前の準備と災害時に何をするか。回復期にはどうするか。復旧・復興を目指すときに何をテーマにするのかということ、まずは考えます。先ほど、「取り組みの効果がある・ない」ということについて、四つのディメンジョンで考えるということをお話しましたが、そのようなことをアメリカでもきちんと行っております。そして、「このように対応しなければいけませんよ」ということを国民に訴えかけ続けています。

アメリカには50州ありますが、全体を10のブロックに分けています。このブロックの中で、自治体が連携を取って、災害時にお互いに融通し合って支援に駆けつけるということを行っています（図表7）。日本では、都道府県や市町村が単位となっています。市町村というのは、その被災

図表7 FEMAによるアメリカ合衆国の10ブロック区分



地のコマンダー（司令塔）になって災害に対応しています。必要があれば、県に要請を出し、さらに国というように上げていきますが、アメリカでは一つの州だけではなく四つとか五つくらいの州をまとめたブロックの中でFEMAが自治体の連携を図り、災害時対応の機関等のコーディネイトをします。その分、被災地の自治体の首長は、住民のことを考えることができるのです。

ハリケーンが多いのがⅣのフロリダ州です。そういった所では、それぞれの州で避難者の受け入れを行うなど、まずこのブロックの中で対策をとります。被害が非常に大きいケースでは、もちろん国が出てきます。被害者がたくさん出ますから、システムティックに動かなければ、救助・支援が遅滞してしまいます。よくできたシステムです。

日本でも、このような自治体同士で防災協定を結ぶことをしていますが、もう少し広いレンジで対応するようなことが今後の課題として考えられます。

私は、アメリカにおいて3回大きな地震に遭遇しました。ハリケーン災害のときには、フロリダ、ニューオーリンズ、テキサスなどに行って、現地の被災者対応がどうなっているかということを調査するのですが、本当に対応が早いです。

高齢者については、決して十分に対応できているわけではありません。アメリカでも多くの課題をかかえています。むしろ「日本はどうしているのか？」と聞かれることがよくあります。

公助を円滑にするため、アメリカではブロックごとにまとまる仕組みを採用しているということも知っておきたいと思います。

## ■東日本大震災では多くの介護施設が被災

東日本大震災では、高齢者の介護施設が被災しました。私はこの東日本大震災の直前に、介護施設の全国調査を実施しました。東北6県には1,626の施設がありますが、その中から回答があった施設で被災したのは144施設でした。全壊と一部損壊という施設まで含めて、実際には530くらいの

施設が被災しております。津波被害に遭った施設も残念ながらありました。

私はこの144施設を地図上に表してみました。視覚的に施設では東日本大震災の前にどんなことを準備していたかということを見、見るためです。高齢者の介護施設で、準備していたものは、おむつ、懐中電灯、水です。災害時に備えておくものがこの三つだけというのが、ほとんどの施設の対応でした。食料のストックというのも当然あるでしょうけれども、そのようなものは災害用とは考えてはなかったというのが東日本大震災前です。現在とは随分違います。

東日本大震災で青森は19施設が被災しました。岩手県が15施設被災し、ほとんどが地震で損壊しました。山形県が1施設、それから宮城県が39施設で、最も多くなっています。宮城県は、津波の被害を受けております。海岸から近い所にある施設が、ダメージを受けています。ですから施設の立地も、考えるべき非常に重要な視点になります。福島県は25施設です。秋田県だけは、私の調査では回答はゼロでした。

要介護高齢者の場合は平時であっても、介護を受けています。災害のときも、同じような介護が必要となります。災害がおさまったからといって、それで終わりではなく、災害後にも、どんなときであっても介護を受けなければなりません。そこには必ずだれかがいなければいけないということです。被災地では、災害時に本当に大変ですし、災害後でも介護をいい加減に行うわけにはいきません。災害がおさまれば、今度は復旧もしなければいけないし、復興もさせなければいけません。広域的な専門職の支援が必要となります。

千葉県の介護保険施設——要介護者の方々が入所している施設は511です（図表8）。約500施設あると覚えておきましょう。施設当たりの要介護者数は、約70人です。入所している方々の要介護度はどうかといいますと、要介護度が1～5までありますが、平均は3.6ですから、やや重いといえます。ほとんど自力では対応できないという方々で、4に近いです。寝たきりではなくても、

車いすで、自分で自力歩行がなかなかむずかしい人たちがばかりだということを知っておきましょう。

介護を行っている人たちが、平均でどのくらいいるのかというと約27人です。この中には非常勤職員も含まれますが、ほぼ専任・常勤の職員で、1施設に約27人の職員が、要介護者約70人を介護していることとなります。それも24時間対応ということです。

介護施設には最低基準というのがあります。職員1人につき何人を介護しなければいけないかというと、

1対3です。職員1人で3人を介護しなければいけないということになります。ところが、職員1人で3人を介護しながら、避難することはできません。それをどうするかということを、日ごろからよほど計画を立てて訓練をしておかないと、いざというときに対応できなくなります。

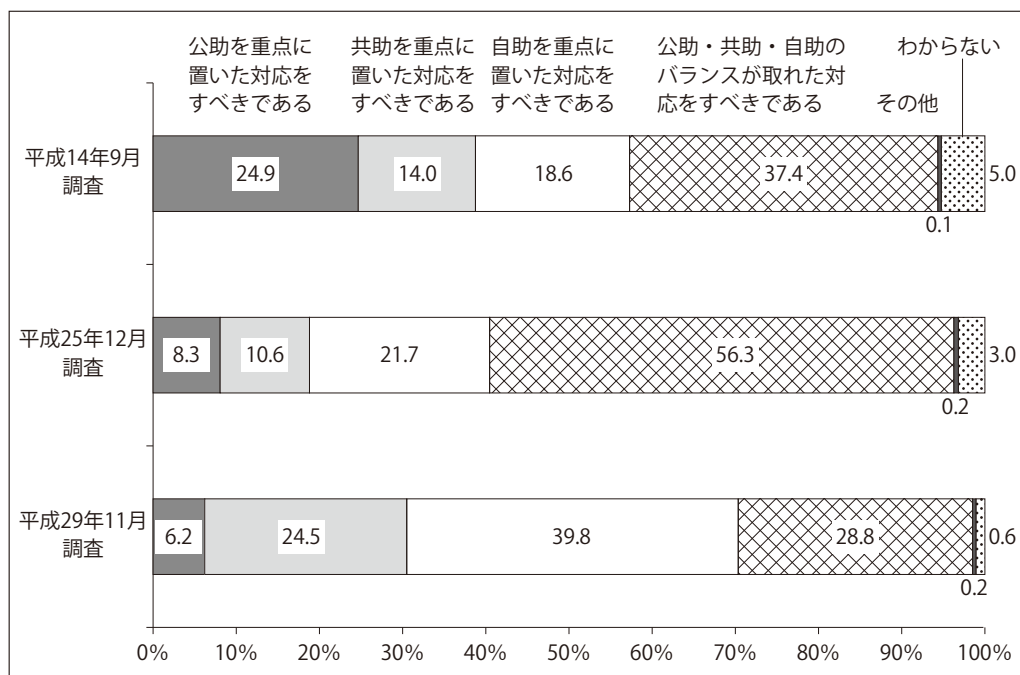
## ■災害時に公助をたよる人が減少との意識調査結果

次に、「自助・共助・公助」の意識の変化です（図表9）。これは、介護をしている職員も含めて満18歳以上の国民を対象にした意識調査（抽出）で

図表8 千葉県の介護保険施設を知る

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| 千葉県人口                 | 6,258,095人（含、115,021人の外国人居住者） |
| 高齢化率                  | 平均25.4%（20.4%～47.4%）          |
| 介護保険施設                | 511施設                         |
| 施設当たりの要介護者数           | 68.6人／1施設                     |
| 施設入所者の要介護度            | 3.6                           |
| 施設平均介護職数              | 27人／1施設                       |
| （3人の要介護者／1人の介護職＝最低基準） |                               |

図表9 自助、共助、公助意識の変化



出所：平成30年版防災白書

す。やはり年々「自助」を重視する傾向が強まっています。人口構成をみても少子高齢化の様相が深まっており、現実はどうかということを経々理解してきているのだと思います。また、毎年、災害が多く発生していることが一つのきっかけにはなっているかと思いますが、自分で自分の身を守らなければいけないということが、少しずつ国民に浸透してきたということのあらわれかと思っています。

「公助を重点に置いた対応をすべき」と回答した人が、平成14年には4分の1の25%程度を占めていましたが、現在は6%になっています。公助は必要ですけれども、「公助ではなくて、まずは



自助・共助を」といった考え方が増え、「自助を重点に置いた対応をすべき」と回答する人が平成29年には4割を占めるようになりました。平成14年は2割だったものが、2倍になってきています。10年、15年もたつと、人の意識も変わってきます。災害の経験値が上がることによって意識も変わってきていると思います。

それともう一つは、この千葉県もそうですが、高齢者世帯や1人暮らしの世帯が非常に多くなってきました。今、1人暮らしの世帯が24.5%です。日本全体で、4分の1の世帯が1人暮らしということになります。実は、私も夫と2人暮らしの高齢者世帯です。自分の中では、なかなか現実味がわきませんが、高齢者の災害時対応は人ごとではなくなっています。

私の場合、ほとんどウィークデイは松戸にいます。夫は京都におり、私が週末に帰るぐらいです。お互いに1人暮らしと同じようなものです。高齢夫婦2人で生活していても災害時は大変ですけれども、1人はさらに大変だということに、身につままされています。

千葉県には、大きな団地がいくつもあります。松戸市にも小金原団地というのがありまして、災害時の対応について一緒に考えております。このような“新興団地”は、1960年代・70年代には若い人たちばかりでしたが、今は高齢者ばかりとなっています。この団地には外国人も多く暮らしています。災害弱者である高齢者と、文化や生活習慣等が異なる外国人が多い団地において、災害時の具体的な対応を行政として真剣に考えておかないと、いざというときに大変なことになると感じています。

在宅高齢者には災害時の避難要支援者のマニュアルがあります。特に、介護が必要な在宅の高齢者の方々は、マニュアルに基づき名簿をつくって登録をしておきます。そして、だれが助けに行くか、だれが避難誘導や避難支援を行うのかということを知るようにしておきます。その際、その支援者が近くにいればよいのですが、いないときにはどうするのかということもありますから、い

ろいろなケースを考えておかなければいけません。まずは、「だれが、どこに住んでいるのか。どんな介護サービスを受けているのか」ということを、地域の中でチェックしておかなければなりません。

避難のレベルに応じて、「避難準備」、「避難勧告」、「避難指示」というのがあります。先ほど建勲神社のことをお話しましたが、台風21号によって私の家の近くが非常に大きな被災を受けました。そのときに、「避難準備」も出ましたし、「避難勧告」もありました。何と「避難指示」まで出ました。確かにうちの近くはすごい風雨でした。

私はこの段階で、すぐ近くにある避難所となる小学校を見に行きました。このとき「避難準備」が出たときは、もちろん、だれもおりません。「避難勧告」が出たときも、だれもおりませんでした。「避難指示」のときに、最初は1人、2人…やっとなんと避難者が来ました。「高齢者と孫を連れて来ました」という人たちもいました。避難情報や勧告等が出されても、「大丈夫だろう、大丈夫だろう」と考える人たちが、いかに多いかということを実感しました。

## ■災害時の避難マニュアルの重要性

私も含めてですが、高齢者ですとか、障害を持っている人、要介護者がいる場合には、雨がやんでいるとき、「まだ大丈夫じゃないか」と思っても、避難したほうがいいと思います。むだ足になったほうがいいじゃありませんか。そのぐらいのことを考えなければいけないということです。テレビやラジオで、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」が必ず放送されますので、それをきちんととらえて、そのとおりに従うことです。できれば、それより「少し早目の避難」というのが、特に大切だと思います。

図表10の「水害、土砂災害、地震の避難判断チャート」は、2014年に地方自治研究全国集会在佐賀であり、その少し前につくったものです。避難判断基準を、私の研究室とほかの工学部の研究



避難ルートは最低2カ所ということが、消防法

特に防災訓練には、地域の人たちばかりで、日常介護のため施設の人たちはあまり参加できません。私は佐賀にいたときに、「施設の参加が必要でしょう」と言っていました。「高齢者」といっ

[illegible]

でも、施設で暮らしている高齢者もいます。それから障害を持っている人たちの施設もあります。施設は年2回以上の消防避難訓練が義務付けられています。しかし、地域での避難訓練にも参加が必要です。千葉県にはぜひぜひ、そのことを進めたいと思います。

さて、残りの時間を使って、「脆弱性を知った上で、回復する強みを知りましょう」についてお話しします。避難所に関するガイドラインですが(図表11)、災害リスクを軽減することが第一です。これは何度も修正されていますが、特に避難所ではトイレの確保ということが大切です。これが福祉避難所でもすごく重視されるようになりましたし、一般避難所でも、指定避難所でもそうです。

自治体のBCP(事業継続計画書)というのがあります。災害が起きても、とにかく仕事が継続できるようにするための「事業継続プラン」です。県段階では100%策定されています。市町村では、まだ策定されていないところが7割程度あります。これを2020年までに100%にするという計画だ

そうです。千葉県でも当然ながら作られています。

それから、社会福祉協議会の職員の参集基準というものがあります。これは全国社会福祉協議会のホームページの中にも掲載されていますが、「職員がどのようなときに施設に駆けつけるか」を示しています。指令・指示を出さなければいけない職員が、最初に行きます。「震度6弱」以上のとき、全職員が出動します。ただこれも、基本的には、職員本人の被災対応が重視されますので、全員が施設に集まらないということも、もちろんあります。

## ■地域防災会議への女性参加が必要

次は、「地域防災会議」という組織についてです。私は20年間、男女共同参画の審議会の委員をしておりますので、このことが一番気になっています。私も佐賀にいるときは、県の防災会議の委員でしたが、非常に女性が少ない会議でした。災害時には男性も女性もいます。女性とか男性の対応の差

図表11 避難所に関するガイドライン等について

### 「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)

災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧)において、平時からの庁内外の連携協働体制の確立や避難者の健康の維持という観点を重視するとともに、トイレ、寝床、入浴、ペットなど忘れられがちな細かな対応業務なども明示して、実施すべき19の業務を具体的なチェックリストで整理している。

### 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月)

災害時にトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらわれることによって、排せつを我慢して水分や食品の摂取を控えることで、健康の悪化や、最悪の場合は生命の危機を及ぼすことにつながるため、トイレの確保や管理が重大な事柄であることを強調している。

### 「福祉避難所の確保・ガイドライン」(平成28年4月)

特に、福祉避難所の指定のため、平時から取り組むべき事項を重視するとともに、東日本大震災の教訓を考慮し、要配慮者の支援体制の確保、移送手段の確保、避難者を適切な避難所に誘導するための工夫等がなされている。

### 「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」(平成29年4月)

車中泊など避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題の他、対応策として各地で進められている先進事例などを整理している。

出所：内閣府資料

があるにもかかわらず、男性ばかりで議論するというのは問題があると思います。

現在でも佐賀平野の防災を検討する、国交省河川事務所の委員の中で女性は私だけです。行政の方も全員が男性、委員も他全員が男性です。性別によって、震災への備えが違います。女性のほうが非常に危機感を持っていると思います。男女がともに考えていくことは必須です。

## ■アメリカでの避難所の現状

アメリカの場合、避難所については、一般避難所、病弱者用の避難所、ペットの避難所と自主避難者用に分かれています。ペットの避難所は、衛生上の観点、騒音、臭いなどの問題に配慮し、完全に別の棟となっています。ペットのためにも、人間のためにも分けており、法律で決まっています。

病弱者用には、24時間医療体制を保有している避難所を設けています。日本では福祉避難所までであって、救急患者はトリアージ（優先順位付け）をして、救急病院、災害対応病院に移送します。

避難所には医療体制がないのですが、アメリカでは対応しています。これは日本でも、参考にできることだと思います。

食事、トイレや水道は、どこでも普段と同じように使えるようにしています。避難者の「食」については、「食の不満の最小化」をはかるために、作りたての温かい食事を、ほかの地域から運できます。それがブロックごとに連携をとって対応している強みだろうと思います。それと、寝室とダイニングルーム・休憩室というのが完全に分かれています。寝るのも休むのも、御飯を食べるのも同じところというような、これまでの日本のような避難所はありません。

「日本は避難所生活が長い」という課題があります。アメリカでは、大体2～3日で帰るということです。避難所の閉鎖は、大体3週間程度。2週間～3週間ぐらいで閉鎖して、そして地域の復興・復旧を進めていきます。

それから、軍のベッドを全員に用意するということです。日本でもこれから考えられることで、自衛隊のベッドというわけにいかなくて、私たちは簡易ベッドを推奨しています。もう7～8年前





から取り組んでいます。

図表12はハリケーンの被害者6,000人を収容したコンベンションホールの写真です。図表13の写真のスタッフが避難所のマネジメントを行います。ふだんもこの人たちが、このコンベンションホールのマネジメントをしていますから、避難所になっても、この職員の人たちが避難所運営を行っています。日本とは、少し違うかと思います。

アメリカでは、図表14の写真のようなダイニングルームがあり、いすとテーブルが置いてあります。寝食をはっきりと分けています。日本でしたら、こういう場所で雑魚寝をしますよね。避難所の衛生や質を考える上で、私たちも参考にしていきたいと思います。

次に、首都圏、千葉県でも考えなければいけません。ホームレスの人たちの避難についてです。アメリカでは、ホームレスの人が結構多いわけです。55万4,000人と公表されていますが、この2倍3倍いるともいわれています。

ホームレスの人たちも、同じようにケアしなければいけません。ところが、地域の人たちと一緒にいると、トラブルが起こって来こともあります。「ホームレス専用の避難所が必要なのか。しかし、そうすると差別にならないか」ということがあり、人権問題にもつながるということで、悩みの種となっています。日本の場合でも、ホームレスの人たちがゼロではありませんので、考えなければいけません。これらの人々は情報過疎にもなりますし、日本でも、どこの国でも課題になることですが、アメリカでは真正面から取り組んでいます。

もう一つは、観光客です。私も観光客として、アメリカで地震に遭ったことがあります。その対応は見事でした。もう25年前になりますが、私はホテルの28階にいました。そこで死ぬかなと思うほどでした。少し足を負傷しましたので、「私、足が悪い」と伝えたら、

図表12 アメリカの避難所①  
(避難所として開設されたコンベンションセンター。6000名の避難者を収容)



図表13 アメリカの避難所②  
(コンベンションホールのスタッフ。災害時には、避難所マネジメントを行う)



図表14 アメリカの避難所③  
(避難所の際のダイニングルーム。寝室は別となっている)





「非常用のエレベータがあるから、こっちに來い」と言ってそこに乗せてくれて、地下におろしてくれました。

カリフォルニアでしたけれど、地下にコンベンションホールがあって、そこが避難所になっていて、30分ぐらいで既に何百台ものベッドが設置されていました。そこにすべての宿泊客を連れて行って、「どこにでも、どうぞ」という対応でした。トイレに行くときには、必ず1人ずつ連れて行ってきて、ライトで照らしてくれるということを経験しました。

日本では、ほとんどそういうことは無いですね。ですから、日本のホテルも考えなければいけません。来年は、オリンピックもあり、旅行者も増えます。万一被災した場合には、ホテルはどういう対応をするのかということについて、ぜひ自治体の皆様は考えていただきたいと思います。

## ■防災には住民の声の反映が大切

アメリカでは、大きな災害が発生したら、すぐに公聴会が開かれます。どういうことかという、危機管理当局（FEMA）は、日常の介護が切れ目なく継続できる対応のマネジメントが求められますが、実はこれがアメリカでも十分にできていません。これについて強くロビー活動が行われています。障害を持っている人の団体、高齢者の団体がどんどん議員のところに行って、いつもロビー活動をしています。

それから、スクールバスというのが、アメリカでは日本と少し違います。日本では、スクールバスを学校ごとに持っています。アメリカでは、スクールバスの会社が運行しています。ですから災害時には、そのスクールバス会社が地域の人たちをピックアップして、避難所に連れていくということをしています。

いろんな制約もあると思いますが、日本でもこのようなことができないのかなと、アメリカを見てすごく思います。特に、放射能汚染の危険がある原発の近くで、大量にバスで移動という計画があります。そうすると、バス会社に契約しておかなければいけません、本当に来てくれるかというのがあります。スクールバスの会社がアメリカにあって、日本にはないので残念ですが、将来のこともありますのでこのようなスクールバスを災害時に使えるようなシステムを日本でも取り入れたらよいのではないかと思います。

最後ですが、避難所については、私たちは4年前に、「避難所避難生活学会」というのをつくりました。この学会のメンバーが、自民党の「自然災害対策特別委員会」のヒアリングに3回呼ばれました。私たちは「避難所の質を高めよう」ということを提言しており、少しでも問題が解決するように取り組んでいきたいと考えています

本日の話が皆様方に少しでもお役にたてれば幸いです。御清聴ありがとうございました。

（講演録は事務局の責任でまとめたものです）

### 講師紹介

きた がわ  
**北川**  
けい こ  
**慶子**

聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科 教授  
佐賀大学名誉教授

＜専門分野＞ 介護児童福祉学、ジェンダー学、老年学  
平成28年4月より流山市男女共同参画審議会会長を務める。

## 消防採用時における色覚検査について

～99%の消防本部が「色覚異常があっても  
消防業務に差し支えない」と回答～

松戸市議会議員 関根 ジロー



### ◆はじめに

北川正恭 早稲田大学名誉教授が審査委員長を務める第12回マニフェスト大賞において、カラーユニバーサルデザイン推進ネットワーク（以下、CUDN）の「消防職員採用時における色覚検査実施状況調査」が、優秀政策提言賞を受賞しました。CUDNの取り組みによって、全国的に消防職員採用時における色覚検査の在り方について、議論が加速しています。私、関根ジローはNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構の伊賀公一氏・田中陽介氏と共にCUDNの事務局を務めております。

### ◆50人以上の議員がSNSなどを通じた呼びかけに賛同

CUDNは「超党派議員」「NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構と関連団体」「学生」が協力して、消防職員の採用時における色覚検査の実態調査し、その合理性を問題提起する取り組みと、色弱者（眼科では色覚異常）にとっても色の識別がしやすくなったチョーク（いわゆる色覚チョーク）を全国の学校に普及させる取り組みを行っています。

調査のきっかけは、関根ジローが、色弱の松戸市消防職員から「故郷である東北のある消防本部に就職したかったが、採用時に色覚検査を求められ門前払いされる可能性があったため、色覚を求めない松戸市消防本部（学生時代に住んでいた街でもある）を希望し入局することができた」とい

う声をいただいたことがきっかけです。「同じ消防業務なのに、地域によって色覚を理由に就職制限されるのはおかしい」と思い実態を調査することにしました。

Facebookなどを通じて仲間の議員たちに共有し、全国的な消防職員採用時における色覚検査の実施状況がどうなっているか調査をすることを呼びかけた結果、2017年8月にCUDNのWebサイトを立ち上げることになり、9月には36都道府県50人以上の超党派議員や、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構、北海道カラーユニバーサルデザイン機構、人に優しい色使いをすすめる会、CUDをすすめる会に協力していただけることになりました。

### ◆色覚が採用に影響する理由は合理的か疑わしい

36都道府県の532消防本部で、(1)採用時に色覚検査をするか (2)その結果は採用に影響するか、というアンケート調査を実施しました。結果は、消防職員採用時において「色覚が採用に影響されない」と回答した消防本部が半数近くを占め（図表1）、かつその理由について「色弱があっても消防業務に支障がない」と回答しています。

また「色覚が採用に影響する」と答えた理由（図表2）をCUDNで分析したところ「合理的であるかは疑わしく、カラーユニバーサルデザイン推進をはじめとした職場環境整備・配慮で解決できる可能性が高い」ことが明らかになりました。

例えば、「運転免許／青赤黄色判別」（信号機の識別）は、色弱が運転免許の欠格事項となっていないので、事実誤認の可能性が高いです。炎や煙の色判別は、すべての隊員が炎（または煙）の色の違いに対応する知見を持っているか極めて疑問があります。

実際にとある消防本部に問い合わせたところ、炎や煙の色の判別をするための色票や試験方法は無いとのことでした。顔色などの判別は、色弱が医師免許の欠格事項となっていないなかで、消防職員に色覚を求めることは合理的ではないと言えます。

トリアージ判別（手当での緊急度に従って優先順位をつけること）については、トリアージタグの判断は必ずしも色だけではなく、タグの切り取り状況から判別可能です。加えて、色弱者にも判別しやすい新JIS安全色Z9103：2018が2018年4月よ

り施行され、この規格の判りやすいトリアージタグが発売されています。

ロープの色判別は、多様な色覚に配慮したカラーユニバーサルデザインを採用すれば解決できます。

そのほかの理由も、合理的とは言えず、環境整備・配慮で解決できる可能性が極めて高いです。

## ◆横浜市・野田市などの自治体で色覚検査廃止へ

そもそも、2001年に厚生労働省が労働安全衛生規則を一部改正して、雇入時健康診断における色覚検査を廃止し、就職に際して根拠のない規制を行わないよう通達がなされています。消防職員採用時において、色覚検査を実施する合理性が疑われる調査結果が明らかになったことで、色覚検査を実施している消防本部は見直しを迫られるのではないのでしょうか。

実際に、CUDNの調査がテレビをはじめ多くのメディアで報道されたこともあり、横浜市・野田市をはじめ全国の自治体で色覚検査の廃止の動きが加速しています。2017年12月7日付の東京新聞によると、可否に影響しないとしながらも色覚検査を実施している横浜市の林市長は、

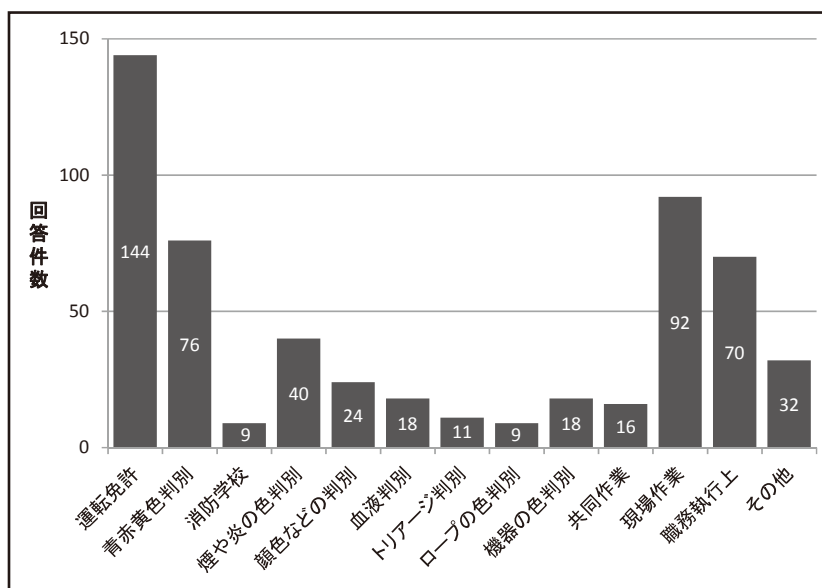
「色覚検査は必要ない。消防局に改善してもらうように話した」と述べています。

今回の取り組みを通じて、色弱の年配者から「昔、『リトマス紙を判断できない』との根も葉もない理由で理系の大学に入れなかったなどの差別を受けた。子どもや孫に同じ思いをさせたくない。色弱者を排除するのではなく、社会の色彩環境を、多様な色覚を持つ様々な人にとって使いやすいものに改善していくという考えに感謝したい」と言われました。反響の大きさを実感しています。

図表1 色覚検査をするか、採用に影響するか

|            | 消防本部件数 | 割合    |
|------------|--------|-------|
| 検査しない      | 214    | 38.4% |
| 検査する・影響しない | 55     | 9.9%  |
| 検査する・影響する  | 261    | 46.9% |
| 回答拒否       | 10     | 1.8%  |
| 未回答        | 17     | 3.1%  |

図表2 色覚検査をする理由の要素



出所：CUDN「消防全国調査資料」



## ◆野田総務大臣（当時）が消防庁に 対応を検討するよう指示

国に対して消防職員採用時における色覚検査の必要性の有無について見解を求めるべく、大西健介衆議院議員に協力していただき、2018年2月18日の衆議院予算委員会において「消防採用時における色覚検査に関する質疑」を行っていただきました。大西議員が「同じ消防業務に従事しているのに、各消防本部によって色覚を理由に就職制限しているところと、そうではないところがあるのはおかしい」等の質問を行い、それに対して野田聖子総務大臣は、「消防庁として一定の考え方を示すなど、対応を検討するように指示を出した」ことを明らかにしました。

その後、同年3月28日、大西議員とCUDN事務局で総務省の小倉まさのお総務大臣政務官(当時)に対して「消防職員採用時における色覚検査の見直しを求める要望書」を提出しました。要望書の内容は次の2点です。

1点目として、カラーユニバーサルデザインをはじめとした職場環境整備・配慮を推進することを、全国の消防本部に通知することです。

2点目として、消防職員採用時において色覚検査を実施する理由（色弱者を排除する理由）を精査し、その結果を全国の消防で共有すると共に（その結果を公表すると共に）、理由の合理性を説明できない時、色覚検査を実施している消防本部に対し色覚検査の廃止を通知することです。

小倉政務官から「大変に意味のある問題提起を頂いた。総務省としても色覚を理由として過度な就職規制が行われないような方向性で、見解を練り、全国に通知したい」との発言がありました。

## ◆総務省による調査・通知について

総務省は2018年9月、全消防本部に調査を行いその結果を大西議員に公開しました。その結果は下記の通りでした。

### 総務省による調査結果

#### 【調査結果1】 採用試験における色覚検査等の実施状況

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ・検査（石原色覚検査表等。診断書提出含む）実施 | 376本部（51.4%） |
| ・簡易検査（赤青黄三色の識別等）実施      | 20本部（2.7%）   |
| ・運転免許の有無を確認             | 96本部（13.1%）  |
| ・口頭で異常の有無を確認            | 6本部（0.8%）    |
| ・検査未実施                  | 234本部（32.0%） |

#### 【調査結果2】 色覚異常を有する職員の有無

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| ・色覚異常を有する職員がいる    | 133本部（18.3%） |
| ・色覚異常を有する職員がいない   | 322本部（44.4%） |
| ・色覚異常を有する職員の有無が不明 | 271本部（37.3%） |

#### 【調査結果3】 色覚異常に起因する消防業務への支障の有無

|                                                                                                      |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ・そういったことがあったと考える<br>→うち4本部でヒヤリハット事案の報告（運転等）<br>いずれも配置転換等の人事上の配慮などで対応<br>運転免許を所有していても、ヒヤリハットの可能性      | 8本部（1.1%）    |
| ・そういったことがなかったと考える<br>→その理由として、225本部が「あらかじめ採用時に色覚検査・簡易検査等を実施」、<br>433本部が「色覚による支障等があったという報告を受けていない」を選択 | 721本部（98.9%） |

これらの調査結果をうけて、総務省は同年9月14日、「消防吏員の色覚検査の基本的な考え方について」を、各都道府県消防防災主幹部長・東京

消防庁・各指定都市消防庁に対して通知しました（図表3）。

図表3 総務省「消防吏員の色覚検査の基本的な考え方（抜粋）」

### 総務省「消防吏員の色覚検査の基本的な考え方について（通知）」抜粋

- 1 消防業務は、消火活動、危険物の取扱い、傷病者の搬送、人命の救助等において、迅速かつ正確な判断が必要とされており、こうした現場においては、色が重要な判断要素となる場合もある（注1）。

また、色覚の異常が発覚した時点で、当該消防吏員につき人事配置又は業務上の配慮を行う必要が生じた事案も見受けられたことから、消防吏員の色覚の状況を的確に把握しておくことは重要である（注2）。

したがって、採用試験において色覚検査を実施していない消防本部においても、最終合格発表後に色覚の状況をあらかじめ把握しておくことは必要と考えられる。

色覚異常の症状は人によって様々であるが、あらかじめ状況を把握しておくことで、本人の自覚を促し、周囲のサポートが得られることで事故の未然防止につながるとともに、消防現場において幅広い人材を確保することにも資するものと考えられる。

- 2 採用試験における色覚検査については、基発第634号通知の内容を踏まえ、当該消防本部の規模や職員配置の状況等を考慮し、各消防本部等において、その実施の必要性を検討すること。その上で、採用試験において色覚検査を実施する場合には、検査の実施及びその結果の取扱いについては、応募者の適正と能力について、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものとすること。

- 3 その際、現在、消防現場においては、軽度な色覚異常を有しつつも、本人の自覚や周囲のサポート等により、消防業務を適切に遂行し、活躍している消防吏員も少なくないことに十分留意する必要がある。

また、消防吏員の採用要件として、完全に正常な色覚を求めることは、職務への支障が生じないことという範囲を超えた過度な取扱いであり、適切ではない（注3）。

- 4 なお、採用試験において色覚検査を実施する場合においては、その旨を募集要項等に明確に記載することが、また、採用の判断根拠として色覚を使わないのであれば、採用試験において検査を実施しないことが適切である旨、念のため申し添える。

（注1） 消防業務においては、例えば、次のような色が重要な判断要素となる場合が想定される。

消火活動：煙や炎の色、危険物の取扱い：危険物を保管するボンベの色、

傷病者の搬送：トリアージタグや傷病者の顔等の色、人命救助：出血等の色 など

（注2） 色覚の状況把握については、色覚異常の症状は様々であること、本人の体調や周囲の環境によっても左右され得ることなどから、その具体的な検査方法、判別基準等を一律に示すことは困難であるが、汎用性や比々合理性等を考慮し、石原色覚検査表によりスクリーニングを行い、色相配列検査（パネルD-15）により、異常の程度を判定するという手法が広く用いられている。

（注3） ヘリコプターの操縦士に係る航空身体検査証明など、法令等により色覚に関する基準が特に定められている場合は、それに従うこと。

## ◆今後のCUDNの取り組み

総務省の調査結果は、“色覚異常に起因する消防業務への支障があった→1.1%”“なかった→98.9%”と、採用要件として完全に正常な色覚を求めることは適切ではない（採用時の検査が必要とはいえない）ことを裏付ける内容でした。しかしながら、総務省の通知では、“本人の自覚と周囲のサポート等により事故の未然防止等につながることもできるため、最終合格発表後にあらかじめ状況を把握することは必要”また“採用試験における色覚検査については厚労省通知の内容を踏まえ当該消防本部の規模や職員配置の状況等を考慮し、各消防本部等においてその実施の必要性を検討すること”と列記しており、今まで検査してきた本部も検査してこなかった本部も、どちらも検査実施を検討すべき、ととれる内容で、パーセンテージを把握した意味を疑わざるをえません。

前述の2018年3月28日に、CUDNから総務省に対して提出した要望について、1点目についてはまったくノーコメントで、2点目については色覚検査廃止を通知せず、採用後に検査することをむしろ奨励する内容で、石原式検査票とパネルD15など具体的な検査方法まで示しました。このことについて、人間の色覚は多様で、生まれつき赤と緑の区別がしづらいほかにも白内障や緑内障、糖尿病網膜症でも色の見え方は変化することが知られています。また、照らす光によって色の見えは大きく影響を受けることも見過ごされていて、採用時の色覚検査のみでヒヤリハットが防止できるものではないことを認識すべきであり、総務省は通知を見直す必要があると思われます。

CUDNとしては、今まで採用時に色覚検査をしてこなかった消防本部がこの通知により色覚検査を再開し、募集要項で「色覚検査あり」を見た色覚異常の若者が最初から受験を諦める、もしくは検査の無い消防本部を日本国中探して受験する、といったことが無いことを願います。

そして、総務省の調査・通知を受けてCUDNでは今後、下記の取り組みを行ってまいります。

1点目として、「自動車運転免許取得時に使う色覚検査＝信号機の識別検査（石原式検査票やパネルD15ではないもの）を全国の消防採用で使うこと、及び運転免許証既得者は検査を免除する」ことを総務省・各消防本部に働きかけます。

2点目として、「多様な色覚に対応した職場環境整備・配慮（職場のカラーユニバーサルデザイン化）の推進」を総務省・各消防本部に働きかけます。

## ◆まとめ

現在、日本に色弱者は約300万人いて、男性は20人に1人、女性は500人に1人の割合とされています。消防に限らず、色覚を理由に就職制限される多くの職業について、これまでその合理性を誰もチェックしてきませんでした。今回、CUDNの取り組みによって、色覚に対する公的機関の見解を引き出せたことは前進であると思います。消防に限らず、国は色覚を理由に就職規制している他の業種についても精査・検証し、「合理的な理由があり、カラーユニバーサルデザイン推進をはじめとした職場環境の整備・配慮で解決できない業種」を明確化し、可能な限り職業規制をなくすことで、児童生徒が特定の職種を諦める必要がない社会を実現すべきだと思いますし、そのような社会の実現にむけてCUDNは引き続き力を尽くしてまいります。

## 関根 ジロー プロフィール

「地方公務員の父」と「公立小学校教諭の母」の家庭に生まれる。明治大学法学部を卒業後、「NTT東日本」に入社。2010年11月に行われた松戸市議会議員選挙で初当選を果たす。現在、三期目。



# 平成から令和へ

## 地域課題の軸は持続可能な福祉社会づくり

島根県立大学名誉教授 **井上 定彦**

元号が平成から令和に変わった。元号の名称自体には筆者はこだわらない世代ではあるが、それでも令和の英訳がBeautiful Harmonyでされていることを聞くと、まあまあそんなものかもしれないと思う。自分の子ども時代のクラスメイトには「令子ちゃん」という名前の子がおり、なるほど語源は万葉集であったということか。

30年間の「平成」というのも、当時の小渕官房長官（後に首相）が、「平らかにして成る」と解説していたように記憶している。阪神淡路・東日本の両大震災を別枠に考えれば、また深部に進行している社会構造の困難な変化をみないとするれば、近年の日本はそのような感じもないではない。

しかしながら、その平成の前半期は、むしろ日本の政治、経済そして世界システムそのものの、激動の時代でもあった。「ベルリンの壁」が壊れ、東西対立という戦後のパラダイムが転換され、政治と政党のあり方が大きく問われることになった。そして経済は「バブルの拡張と崩壊」、30年におよぶ長い経済停滞期に入ることになったことになる。国民的課題というのも、ひたすら高所得と欧米なみの経済水準を追い求めたそれ以前の時期（戦後昭和の時代）から、いちおうの欧米水準への「追いつき」の完了のなかでの日本近代史上はじめての「ゼロ成長」の常態化という時代に移ったことになるわけだ。

この過渡期での争点は、バブル拡張につながった政治のあり方（「政・官・業」癒着といわれた）国のあり方の改革であった。いつの間にか「行政改革」「政治改革」が党派を超えた中心課題とされるようになってきたようだ。小泉政権時代まで

の規制緩和と「小さな政府」志向とあいまって、社会的格差拡大が問題とされた。それらが2009年から3年余り続いた「民主党政権」に帰結したといえるのではないか。また、この平成の大半の期間は今日にいたるまで「連立政権」の時代でもあった。政権・政党の組合せは揺れ動いてはきたものの、そこではかえって政治の目標という争点は国民にとっては分かりにくい状況が続くことにもなった。平成期に特有の賃金所得の停滞と「デフレーション」（高成長期の賃金上昇と持続的なインフレーションと対照的）への対応が進まないなかで、社会的亀裂が広がり（格差の拡大、ワーキング・プア層の拡大）は、いまや日本の社会構造となってしまった感すらある。しかしながら、この民主党政権については不安定・統一性欠如というマイナスイメージが広がり、それはその後の安倍長期政権を未だ支えつづけているようにみえる。安倍政権は、肝心の一枚看板「デフレ脱却＝アベノミクス（二年間でデフレ脱却）」という公約は繰り返し何度も破られても、野党がもとの民主党が三分裂するというなかでは、国民は代替する選択肢はみつからない状態が続いていることになる。これは国のレベルでも、地方においても同様の傾向がみられるのではないか。実際にはこの「アベノミクス」の当否を含め、掲げられ続けている憲法改正問題、安保関連法の強行などの争点が存在しないわけではない（それどころか危険が差し迫っていると警告を発するものもいる）。

なかでもソ連崩壊後、アメリカの世界への過剰介入（アフガニスタン、イラク戦争）と第二次世界大戦後70年間続いてきた国際関係上の「普遍主



義」へ背をむけるトランプ政権にいかなるスタンスでのぞむのかということもある。日本のGDPを10年前に追越し浮上してきた中国との米中「貿易戦争」にいかなるスタンスをとるのか、世界中での位置どりの仕方も問われているわけだ。また、この平成の後期にいたって、日本の最大の課題は平成期の社会構造・格差社会の帰結という側面をもつ「少子化」と、高齢社会の深まりに対してどう対応するのかという社会課題が最大のものとなったということだ。

## ■平成の千葉 幸運な人口増から 定常状態の現在そして人口減少へ

このような日本社会の大きな変貌のなかで、千葉は幸運にも経済のバブル的拡張と破綻、収縮に直にふりまわされるという程度についてはやや軽かったといえよう。それどころか、平成期（1989年～2019年）の半ばまでは、かつての高い成長時代とそれほど変わりがないような発展をとげたことが特徴なのかもしれない。1990年には東京湾岸部の開発、幕張メッセの開業・JR京葉線の開通、1993年には千葉市が人口80万人を超えて政令指定都市（県に近いような権限ももつ）へ。1997年には長大な東京湾アクアラインも開通、東京・神奈川からの顧客・観光客を集める木更津ショッピングモールもつくられた。2003年には北総線、印西・牧の原の新興住宅地域の開発。2005年には、つくばエクスプレスが通り、柏をはじめとする沿線の活性化が顕著となった。すでに人気を博していたテーマ・パーク、ディズニーランドも拡張され、世界的ブランドとなって外国人観光客を多数あつま続けた。千葉とは違って地方県の多くが人口流出・減少に悩む中、県人口は増大を続け600万を突破。日本全体が2008年には人口減少社会に移行するなかで、この2019年現在でもいまだ人口減少の曲がり角を曲がりきっていない（これは自然減を埋める社会増―他地域からの流入増による）。1960年の県人口230万人はいまや630万人と、ニュージーランド、フィンランド、アイルランドを超える一国並みの規模になっているということ

である。地方県に長らく単身赴任していた筆者からみれば、千葉県を含む南関東（首都圏）は、全国では普通にみられる2000年内外からの顕著な人口減少と経済規模の縮小、地域レベルの新たな活性策・人口回帰策に必死となっていた平均的姿からみれば、例外的なところだと実感している。

政治レベル、地方政治のレベルでみれば、千葉は変転極まりないこの時期の中央政治とは少しあらわれ方が違って、県議会ではおおむね自民党の議席優位は続いていた。それでも、大都市部でみられる政治の流動化、保守のみを岩盤とする固定的な政治リーダー群の存在感は薄まり、また地方選挙で激戦ということがまずなくなった。むしろ投票にもゆかない、投票率そのものが50%前後にまで下がったまま、つまり無党派層（無関心層を含む）が多数となり、首長の選挙結果は人物イメージしだいで大きくブレるようになったのではないか。2001年から二期続いた堂本前知事は無党派の県民票を集め珍しく激戦に勝ち抜いた。森田知事は支持基盤はもとにもどったようにみえるが、タレントとしての知名度が三期目にもつながっているといっている。

地域の課題、社会課題は相当に変化しているのに、今回の統一地方選挙でも、各候補各政党、各会派の政策公約は相当に似通っており、激しい政策論争が選挙戦でみられることはまずはなくなっている。これを政治の衰退とみるのか、成熟とみるのか意見が分かれるところだが、主要先進国での顕著な社会分裂、内部分裂とは、当面はかなり違うようにみえる。このなかで、戦後昭和史のなかで目立った政治主体のひとつでもあった労働運動については、残念ながら『千葉県の歴史』によれば、「労働運動の影響力が…国鉄の分割・民営化で」（筆者注：国労・動労などの勢力の強かった）「千葉県でも、ほとんど致命的な打撃をうけることになった」、労働組合の存在感が回復できていない（後注参照）とみているようだ。

## ■問われる分権改革の真価

「分権改革」がはじまって（1995年分権推進法）

から暫くして、2000年代に入って国の権限をある程度は都道府県に移譲する。県から市町村という基礎自治体へ権限と責任が移るということになった（分権一括化法）。これには介護保険法を含む福祉関連諸法の実施主体の問題にも直接関連する。県・市町村は、国の後を追って、拡大する福祉・教育・健康関連などの地域でのニーズにどう対応するのか。これを県・市町村の公務員の定数削減・抑制のなかで進めなければならないという、誠に苦しい対応が求められ続けた。西欧・北欧ではまずは実現困難であると考えられる状況、社会・公共サービス需要の拡大のなかで明確な公的部門については削減していくという、殆ど無理にみえる要求をこなしてゆかねばならなくなった。これは、実際には多くの公共関連サービスを民間部門へ委託する、あるいは公助でもなく共助（社会保険等）でもなく地域の「互助（助け合い）」で、そして公務部門については実施主体というよりも、地域健康福祉計画にみられるように地域社会サービスの企画・誘導機能へと縮小せざるをえないことになっている。非常勤職員・任期付職員の比率が大きく上昇し、待遇に問題がある非正規職員の犠牲のうえに成り立っているのが現状である。

市町村に関する「平成の大合併」は千葉県でも進められ、もとの80市町村から54市町村へと統合、並行して各地域のなかで小・中学校などの統廃合も進められた。南房市は富浦、富山、白浜、千倉などかなり広域にわたる6町村の合併によるが、その隣には合併に加わらなかった鋸南町もある。はたして住民サービスの視点からみて、いずれがよかったのか、未だ評価はさだまっていない。

同時に、それまであまり注目してこなかった地域の歴史や独自の文化を磨き「再発見する」社会活動も広がった。美術館、音楽ホール、史料館、博物館網、図書館を豊かにして日常的な拠点として活動する。読書を楽しむ、音楽を鑑賞する、見る・聞く・読むだけではなく、みずからも歌い、絵や手工芸を楽しむ、地誌をしらべるなどの無数の自発的集団、サークル活動などの「する活動」が各地に分厚い層として形成された。公民館、コミュニティセンター、図書館サービス等は、医療網と

同じく地域コミュニティに不可欠なものとなってきた。またこの時期には環境保全・水質浄化（八津干潟、三番瀬、手賀沼など）の運動は、具体的な成果を残すかたちで実現してきたが、それにはいずれも地域市民社会の広範な推進運動、支援活動の後押しなしには進まなかったといえよう。そして、かつては点と線だった消費者運動は、生協活動の日常化、宅配をふくめて市民のライフ・スタイルとして定着した（無数に広がったコンビニと両立）。

## ■基本課題としての持続可能な地域社会生活にいかに向き合うか

### 高齢化・少子化、人口減少、家族の変容の中で

戦後70年余、現在の日本社会の基本課題はどこにあるか。いまや青少年を含め多くのものは高齢化・少子化、人口減少を実感するようになっていく。かつてのような政治課題（たとえば戦争と平和の問題）や経済課題（産業振興）とならんで、あるいはそれにもまして日常生活に関わる地域社会課題が、いつのまにか目の前の大課題として浮上してきている。身のまわりをみると、高齢者の介護をどうするのか、誰に相談すべきか、子育ての悩み（女性就労率の上昇に伴う）、子どもの進学に伴う経費をどうまかなうのか。障害のある知り合いをささえるには、いつも混雑し訪問看護はまず難しいという医療サービスへの不安、「ひきこもり」をはじめとする社会的孤立にどう対応すべきなのか。あるいは近所で目立つ空き家や入居者がまばらなアパート。東日本大震災で実感した緊急時に地域はどう対応すべきなのか。

こうした平成になってから目立ってきた現象は決して偶然の文化現象ではなく、以前とは客観的な社会環境が大きく変化したことが背景にある。まずは以前もっていた家族共済機能が低下していることだ。それは単身者世帯比率の顕著な上昇（27%）、いまや三世帯同居は6%を割り込んでいるのだ。並行して近隣のコミュニティ機能も低下、かつての血縁・地縁がはたしていた「共同体機能」が失われ、それに代替すべき近代的なヨ

コ型のコミュニティ機能・文化の形成が遅れているからである。いまの基礎自治体の行政・福祉機能では質量ともにこの急速な変化に追いつくことは困難である。いまのような「小さい政府・自治体」では、北欧レベルを超える少子高齢社会の進行に対応が困難なはずなのだか、財源をまかなうべき公共負担（税・社会保険等）への国民的合意は未だ進んでいない（国と地方の公的債務は積み上がるばかりだ）。一部政治家の不行状や「忖度する」官僚への不信もそこにある。

生涯未婚率（生涯一度も結婚しない者の比率、この統計上では50歳まで一度も結婚歴がない割合）、は平成に入って上昇し続け、いまや男性は23.4%女性は14.1%ということである。これは個人の志向や選択の問題に帰することができない点に思いをいたさねばならない。最近、筆者のゼミ卒業生が集まり招いてくれる機会があった。結婚していて当たり前の年令層になっていた卒業生（女子学生）に、「なぜ結婚しないの・子どもはほしくないの」とたずねると、その応えに改めて仰天した。「結婚して子どもをもつ、なぞという贅沢はもう諦めています」というのだ。労働力人口の4割ちかくになる非正規雇用、殊にそのうちの半分をしめる「不本意」な非正規雇用（雇用不安、低賃金、長時間労働）が普通のことになっているので、ときどきにパートナーがいることはあっても結婚して子どもを育てられるような安定した家庭をもつことなどはすでに諦めている、ということなのだそうだ。男性も同様のようなのである。また、「8050問題」というのがある。80歳代の親（片親が多い）と50歳代の子どもが同居し、ワーキング・プアだった子どもも多く、収入は親の年金に頼るケースもしばしばだ。社会的孤立状態にもなりがちだという。個人化し多様化した家族の「型」に対してコミュニティ組織、基礎自治体がこれにどこまで対応できているのかというと容易ではない。高齢者介護については、かなり重度の障害ともいえる「要介護度3」以上でないとまずは介護施設には入れない。80歳以上の多数の高齢者は健康と不健康の境目にいるものが多く、この層までには行政の手が届かない。自治体レベルで

の中期的な「福祉健康計画」はつくられても、それを裏付ける社会サービスを確保するのは容易ではない。地域市民社会の民間パワーが活動的な地域では、例外的な活動家群（おおよそ「アラウンド70歳」が核となっている）が幸運にもいるところや、強い使命感をもつカリスマ社協職員等がいるところでなければ、殆ど無理ということなのかもしれない。

「個人化」が先に進んでいるとされたあのイギリスでも、最近「孤独問題」担当大臣を新たに置き、また関係閣僚会議が設置されたとのことだ。社会的孤独は、人権問題であるだけではなく、社会的コスト負担が大きくなるからだとのことだ。

持続可能な地域社会の形成、福祉社会をそれぞれの自治機能を生かして地域コミュニティのレベルで構築してゆけるのか。この大課題が「令和」の時代の私たちに課せられていることはたしかである。

#### 〔参考文献〕

- ・『千葉県の歴史 通史編近現代3』22頁  
2009年（加藤陽子、森、安田各氏共同執筆）
- ・千葉自治研センター  
「数字からみた公務員賃金、人件費について」2013年
- ・池上 彰『池上彰の世界からみる平成史』  
角川文庫 2018年
- ・金子 勝『平成経済 衰退の本質』岩波新書 2019年4月
- ・広井良典『コミュニティを問い直す』  
ちくま新書 2009年
- ・坪郷 實・辻山幸宣ほか執筆『市民が描く社会像2019  
自治体政策リスト30』生活社 2018年
- ・デニス・ガボール 林雄二郎訳  
『成熟社会 新しい文明の選択』講談社 1973年

## 井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、  
日本労働ペンクラブ等の会員  
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県  
立大学名誉教授、千葉市在住



# 統一地方選・千葉県議選を振り返って

千葉県地方自治研究センター 研究員 井原 慶一



3月29日に告示された千葉県議会議員選挙（以下、「県議選」という。）は、全42選挙区（94議席）に前回より5人少ない130人が立候補を届けた。県議会最大会派の自民党（現有議席51）は、47人を公認、6人を推薦して勢力維持を図った。第2会派を争う立憲民主党（同8）は13人、国民民主党（同11）は8人を公認した。前回擁立した8人全員が当選した公明党は（同8）は8人を公認。前回12人を擁立した共産党（同5）は10人を立てた。維新（同0）は1人、社民党（同1）は現職1人、市民ネットワーク（同1）は新人1人を擁立した。

## ○止まらない投票率の低下と立候補者の減少

千葉県選挙管理委員会が発表した選挙人名簿登録者数は524万8,654人（男260万9,262人、女263万9,392人）で、4年前の前回県議選から16万8,424人増えた。前回（2015年）全国最下位であった県議選の投票率は36.26%（男35.94%、女36.58%）と、前回の37.01%を0.75%下回ったものの、埼玉が35.52%

となったため、41道府県中、40位と最下位を免れた。今回の選挙は、1票の格差を是正するために選挙区を4、定数を1、前回の選挙より削減して行われた。立候補を届け出たのは、全42選挙区で5人少ない130人であった。17選挙区25人が無投票での当選を決めた。

## ○自民「1強」を堅持、参院選に弾み

4月7日の投開票の結果、25選挙区で105人が議席を争い、69人が当選を決めた。自民党は公認した候補者数を前回よりも減らしたものの45人が当選し、推薦した無所属の3人を含めると48人となって、最大会派を維持した。今回初めて無所属

図表1 千葉県議会議員選挙の立候補者数（定数94）

| 政 党 名    | 立候補者数 | 現職 | 元職 | 新人 | 女性 | 無投票当選者 |
|----------|-------|----|----|----|----|--------|
| 自民党      | 47    | 43 | 0  | 4  | 0  | 19     |
| 公明党      | 8     | 7  | 0  | 1  | 0  | 0      |
| 国民民主党    | 8     | 8  | 0  | 0  | 0  | 3      |
| 立憲民主党    | 13    | 3  | 1  | 4  | 3  | 1      |
| 共産党      | 10    | 4  | 0  | 6  | 3  | 0      |
| 市民ネットワーク | 1     | 0  | 0  | 1  | 1  | 0      |
| 社民党      | 1     | 1  | 0  | 0  | 1  | 1      |
| 日本維新の会   | 1     | 0  | 0  | 1  | 0  | 0      |
| 無所属      | 41    | 8  | 3  | 30 | 11 | 1      |
| 合 計      | 130   | 79 | 5  | 45 | 19 | 25     |

女性新人2人に推薦を出し、当選を果たした。2人とも自民会派入りする意向で、自民初の女性県議が誕生する。会派構成が決まるまでに、無所属から6名の合流を図り、改選前を上回る54議席への到達も見込まれる。

最大勢力を維持した自民党は第2会派の立憲民主党の10議席を見ると、改めて「1強」を印象付け、夏の参院選に向け、弾みをつけた。だが、分裂した旧民主党の弱体化に付け込めるはずの自民党は2015年の54人から47人に公認数を減らして、消極的な戦いぶりにも見えた。

選挙区ごとに見ると、四街道市選挙区では市長経験のあった4期の現職が議席を落とし、定数7の松戸市選挙区でも推薦した新人候補が落選し、公認した現職1人の1議席にとどまるなど、必ずしも安定した戦いとはいえず、取りこぼしもあった。

## ○躍進の立憲、後退の国民 明暗の旧民主

改選前8議席だった立憲民主党は10議席を確保し、第2会派に浮上したが、同じく9議席だった国民民主党は6議席にとどまった。政権転落後の2015年でも17人が当選し、8議席の公明党を引き離して、第2党としての存在感のあった旧民主党の2会派は明暗

が分かれた。10議席確保の立憲民主党は習志野市選挙区で現職が議席を失ったものの、花見川区で元職が返り咲き、新人2人が議席を確保して、自民に次ぐ勢力へと躍進した。だが、公募しても候補が集まらないという

現実があり、全選挙区で自民党と対峙できる体制を作るには、ほど遠く思われる。

国民民主党は改選前の9議席から6議席と低迷、新人を立てられず、引退した1人を除く現職8人の守りの戦いとなった。無投票で3議席を得たものの、保守分裂に吞まれた茂原市選挙区と、立憲民主党の新人に喰われた柏市選挙区で議席を失い、8議席の公明党にも後れを取って、第4会派となった。だが、推薦した女性候補2名が当選。君津市選挙区では市長選に転出した議席を改めて確保し、佐倉市・酒々井町選挙区でも市民ネットを離脱した現職が当選した。全常任委員会に委員を配置できる8議席到達を図る。

## ○堅調な公明、苦杯の共産 小会派は？

低投票率の選挙に強いとされる、組織力を誇る公明、共産両党の選挙戦の結果も明暗を分け、両党の差は広まった。前回2015年の選挙で1議席を増やした公明党は堅調な戦いぶりで、告示前の議席と同じ8人（現職7人、新人1人）を支持団体の強力な後押しで全員を当選させた。市原市選挙区では引退する現職の後継に立てた新人がトップ当選を果たした。それでも、票を減らした選挙区

図表2 政党別当選者数

| 政 党 名    | 当選者数 |    |    |    | 女性 | 改選前 | 増減 |
|----------|------|----|----|----|----|-----|----|
|          |      | 現職 | 元職 | 新人 |    |     |    |
| 自民党      | 45   | 41 |    | 4  |    | 51  | -6 |
| 公明党      | 8    | 7  |    | 1  |    | 8   | 0  |
| 国民民主党    | 6    | 6  |    |    |    | 9   | -3 |
| 立憲民主党    | 10   | 7  | 1  | 2  | 3  | 8   | 2  |
| 共産党      | 2    | 2  |    |    | 1  | 5   | -3 |
| 市民ネットワーク | 1    |    |    | 1  | 1  | 1   | 0  |
| 社民党      | 1    | 1  |    |    | 1  | 1   | 0  |
| 日本維新の会   | 0    | 0  |    |    |    | 0   | 0  |
| 無所属      | 21   | 7  | 3  | 11 | 7  | 8   | 13 |
| 合 計      | 94   | 71 | 4  | 19 | 13 | 91  | 3  |

もあると引き締めを図ろうとしており、参院選に向けて盤石の体制に見える。

一方、共産党は議席を5人から2人へと大幅に減らし、代表質問の権利（4議席）を失った。志位和夫党委員長のお膝元の船橋市選挙区では初めて2人を擁立、定数7に12人が乱立する中、当選6回の現職と新人が共倒れした。2人の合計得票数は前回現職1人で得た得票数を約1,400下回るものであった。議席承継を図った市川市選挙区（定数7、立候補8）でも議席を失い、若手現職が2期目に挑んだ千葉市花見川選挙区でも立憲民主党の元職に押し出された。共産党が4議席を下回るのは1971年（昭和46年）の2議席以来、48年ぶりのことだ。

政権への批判票が新たな受け皿として立憲民主党に流れたことが考えられ、悲願の議席確保を目指す参院選に向けて、厳しい現実を突きつけられた。

社民党、市民ネットはそれぞれ1議席を確保したが、鎌ヶ谷市選挙区で会派を共にする無所属の現職が落選し、代表質問ができる4人以上の会派を構成できるかがカギとなる。

## ◎まとめ

今回の県議選では、有権者が投じる1票を通して、参議院選挙に向けて「1強体制」を動かすだけの揺らぎがあるのか、次の点に注目してみた。

- (1) どのような民意が示されたか。
- (2) 政党や立候補者の公約に示される政策の方向はどうか。
- (3) 地方政治家のなり手不足や、下がり続ける投票率に歯止めがかかるのか。
- (4) 女性議員や若手の進出による世代交代は進むのか、といった点である。

## ○示された民意？

選挙の結果について報道各紙が伝えるところに

よると、自民党は「申し分のない戦い。県議選は国政に左右されるが、安倍政権はアベノミクスなどで多くの信任を得ているのではないか」と夏の国政選挙に向けて、自信を示した。同じく政権与党の公明党は「現有8議席は最優先課題。結果を出せた」とする一方で、「得票数を減らした選挙区が多かった」として、日常活動を再点検したいと参院選に向けて万全の体制を図る。

立憲民主党は「まずまずの結果とし、旧民進勢力の拡大ができなかったのは候補者が集まらなかったことが要因」と人材不足を嘆く。国民民主党は「現職2人の落選は残念。支持率の低い中、よく頑張った」とする一方、「立憲と競うのはばかばかしく、早くやめるべき」と独自路線にかじを切りそうな立憲民主党に牽制球を投じた。

大幅に議席を減らした共産党は「大変残念な厳しい結果。力不足だった」とし、「単純に立憲に流れたとは考えていない」と立て直しを図る。

低投票率の選挙で示された民意は、個人後援会と強力な支持母体に支えられた自公両党の強さを際立たせた。改元と新天皇即位、大阪サミット、新紙幣の発行と東京五輪・パラリンピックへと続く奉祝ムードの中で、政権批判だけに偏る、リベラル、革新勢力は参院選で愁嘆場を迎えるのではないかと、危惧する。

立候補者の公約については、行財政改革と少子高齢化対策など、使い古された公約が多く、その一方で相反すると思われる、道路整備などの利益誘導型も目立った。都市基盤整備の一通り済んでいる都市部では、県に対する要望も少なく、公立学校のエアコン設置、18歳までの医療費無料化など、基礎自治体である市町村の取り組みに依拠するものも目立った。一方で、危機的な状況から脱却できない県財政の実態や、一向に進まない市町村への権限移譲、橋梁やトンネルなどの老朽化対策といった、迫りくる公共施設や都市インフラの再整備の問題など、県政にまつわる喫緊の課題であっても、票に結びつかないものについての訴えは少なく思われた。



## ○候補者不足、投票率の低下に歯止めはかかるのか？

今回も17選挙区25議席が無投票で当選が決まった。無投票の選挙区は過疎地とは限らず、県都千葉市内でも2選挙区が無投票であった。無投票での当選者の顔ぶれを見ると年齢的に高齢のベテランだけに限らず、新人や30代の候補者もあり、年齢や地域性の問題ではなさそうだ。立候補に踏み切るに際し、県議会議員は市町村議会議員と比較して、選挙が難しく、資金面や政治家としての教育を受ける機会も乏しく、報酬や落選した時の生活保障など、待遇面での魅力に欠けることなどが立候補者不足の原因と考えられる。

県議選の投票率を見ると、戦後最低となった前回(37.01%)をさらに下回り、36.26%となった。ほぼ3人に2人が棄権し、惨憺たる有様だ。7議席に12人が立候補し、最大の激戦区となった船橋市選挙区ですら、投票率は34.91%だった。唯一50%を超えたのは、鴨川市・南房総市・鋸南町選挙区だけで51.48%であった。

## ○女性や若手の進出と世代交代、波乱？

県議選での女性議員の当選者は、前回よりも5人増え、13人となって、全体に占める割合は13.8%となった。女性3人が立候補し、男性候補者2名を上回った佐倉市・酒々井町選挙区(定数3)では、女性2名が当選した。松戸市選挙区でも女性2名が当選している。12名が乱立した船橋市選挙区では、共倒れとなった共産党候補の間隙を縫って、女性新人候補が当選を果たした。市川選挙区や鎌ヶ谷市選挙区の複数区で女性がトップで当選し、富里市選挙区でも無所属女性新人候補が一騎打ちを制した。

世代交代は、市長経験のある当選4期の自民現職が35歳の無所属現職と43歳の無所属新人に敗れた四街道市選挙区(定数2)や立憲の現職を破って、ともに43歳の無所属新人2人が当選した習志

野市選挙区であった。

全体としては、無投票の選挙区を中心に現職と自民党の強さが目立ち、女性や若手の進出による波乱は少なかったと言えるのではないだろうか。

## ○今後の流れは？

日本の社会全体が静かに、そして、確かに右にシフトしている。諦めか、それとも気がつかないのか、多くの市民は政治的無関心の渦の中にあり、その渦は強力な組織と日常活動に支えられた自公両党に大きな力を与えた。

## ○あとがき

現代国家の多くは中央地方を問わず、選挙によって政治が行われる。そこで問題になるのが投票率の低さだ。「有権者が寝ている間に」とか、「野党の選挙準備ができていないうちに」行われた選挙だとすると、国民の声を反映した政治が行われているか、疑問が生じる。かといって、有権者が列をなす高い投票率で成立した政権が高い支持率を維持したとしても、ポピュリズム(大衆迎合主義)のような民意で政治が行われたとすれば遠からず、国家は危難に遭遇する。ならば、少数者の投票であつても正しく判断できる政治家を選出し、健全な政治が行われれば良いのではないか、といえなくもない。

流れは、衆参同時選挙、憲法改正へと着実に向かっている。

## 井原 慶一 プロフィール

元市川市職員、自治労千葉県本部副委員長歴任後、佐倉市議会議員1期、現在千葉県地方自治研究センター研究員

# 松戸市放課後児童クラブについて

## —松戸市における「補助制度」から「委託化」へ—



NPO法人MASC 顧問（松戸市議会議員） **二階堂 剛**

### ■運営委員会方式による 自主運営で始まる

平成元年から、我が家の子ども二人が利用した学童保育所は、子どもの通う小学校近くの民有地に昔の建設現場にあるプレハブ小屋が学童保育所でした。学童保育所は、地域の保護者が自主運営で昭和52年頃から行われていました。運営は、保護者代表の会長、副会長、会計、役員数名、地域の町会役員、民生委員、小学校区の学校関係者などが参加する運営委員会方式で行われていました。

施設は、運営委員会が地主さんから土地を借りて、プレハブは市が設置します。子どもたちを保育してくれる指導員（現在の支援員）の人件費は、保護者が支払う一人当たり保育料1万3～6千円と学童保育所で秋ごろに行う学童まつり（バザー）の収益金からでした。松戸市からの補助としては、指導員に対する人件費補助はあまり無く、土地代の半額補助とプレハブ設置費、光熱費補助がありました。運営委員会方式とよばれた自主運営であることから、保育内容、学童保育所の保育料や指導員配置、保育時間にばらつきがありました。

図表1 松戸市放課後児童クラブ施設  
（上：プレハブ型、下：学校施設利用型）



## ■保護者が運営主体の学童保育所で 親も成長する

学童保育所の運営は、保護者の協力がなければ大変でした。休日を利用した遠足や夏休みのキャンプ、ドッジボール大会、学童まつり、環境整備などは、行事の企画から引率など保護者が協力しなければ指導員2～3名では行うことはできませんでした。夏休みの泊りがけのキャンプは、多くが保護者同伴でなければ事故があったらと不安の声がありますが、保護者が仕事で参加できないときは班単位の保護者が面倒を見たりして助け合っていました。

また、長期休みの夏休みは、朝から夕方までを指導員だけでは困難なことからアルバイト募集や保護者が交代で応援に入るなど大変でした。しかし、保護者同士の交流が様々な行事の中で深まり現在もNPO法人の役員を担ったりしています。

私が運営委員長時代の小学校区学童保育所が、地主さんの都合で立ち退くことになりました。周辺は宅地化が進み空き地も無く、小学校内への移転ができないかと担当課と協議を繰り返し、校庭隅の空き地が借りられました。新しい施設は定員60名（当時の施設定員40名・60名）定員と定められ、プレハブも断熱材が入った施設となり、エアコンが設置されました。その後、子どもの人数が定員数60名を超えて70～80名となり、3度目の

施設は学区小学校余裕教室2教室分を改修して校舎内に移転して、現在は人数が増えたので余裕教室も借りています（図表2）。

## ■平成9年6月 児童福祉法に明文化される

児童福祉法では、「少子化対策、夫婦の共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等による保育需要の多様化に対応する」こととしています。平成9年の児童福祉法の改正で、児童家庭福祉制度改革の一環として、放課後児童健全育成事業に関して、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と明記しました。そして、「地域の実情に応じた同事業の実施、同事業を行う者との連携等により、対象となる児童の同事業の利用の促進に努めるものとする」こととなり、国から市町村に「運営費と整備費」の一部が補助されることになりました。

## ■平成14年10月「松戸市学童保育基盤 整備検討委員会」が設置される

私は、松戸市議会において増加する児童数に応じた学童保育所の施設整備、指導員の処遇改善、障がい児童の受け入れと指導員増員、保育料値下げなどについて議会質問を行ってきました。運営委員会方式は、子どもの数によって保育料収入が増減し、指導員の人件費に影響を及ぼします。ひとり親家庭の保育料減免は、運営委員会で決定しても松戸市からの全額補助はありません。準要保護児童が多くなると保育料収入が減少するため、その補助や障がい児の受け入れ指導員の増員を求めました。

「基盤整備検討委員会」は、経営安定化のため

図表2 松戸市放課後児童クラブ利用児童数等  
(平成30年9月)

|         |         |
|---------|---------|
| 定員      | 2,360人  |
| 利用児童数   | 2,720人  |
| 障害児数    | 24人     |
| 未認定障害児数 | 77人     |
| 準要保護児童数 | 390人    |
| 小学校児童数  | 23,051人 |



に運営委員会方式から「法人化」「保育料の均一化」「開設時間の均一化」を市長に答申し、運営費の一部補助が行われました。

そこで、私たちの運営委員会は「法人化」をめざして取り組んで行くことを確認して「NPO法人」を設立しました。名称も「放課後児童クラブ」に統一され、平成17年4月に「法人化」への移行が完了しました。平成20年4月に保育料は完全均一化され、1万5千円になりました。

## ■平成27年4月から 国は放課後児童クラブの制度の改善

平成22年度から「子育てしやすい松戸市」という公約を掲げる松戸市長は、保育料1万5千円を1万2千円に減額にしました。そして、法人に対する松戸市の放課後児童クラブの運営費の補助額を増額しました。

しかし、放課後児童クラブ保育料を1万2千円に引き下げたにも関わらず、近隣市の1万円より高いという状況でした。「子育て世帯を松戸市に呼び込む、人口増を図る」とする施策をにかけている松戸市として、保育料1万2千円から更に引き下げよう、市議会で再三質問を行いました。平成29年12月市議会は、子ども部長より「子育て世帯を他市からの転入を促す取り組みとして保育料9千円の値下げを検討したい」と答弁し、翌年4月より9千円に引き下げられました。

国は、平成24年8月に制定した「子ども・子育て支援法」と児童福祉法の改正を行い、平成27年度から放課後児童クラブの制度が改善されました。これに基づき、①市町村が放課後児童クラブの実施主体になる、②国省令基準に従い条例を定め最低基準をまもる、③国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」に基づく運営を行う、④指導員は、支援員として専門職（有資格化）と位置づけられ、児童数40名につき2人配置とする、を柱と

する「松戸市放課後児童クラブ運営ガイドライン」が定められました。

## ■平成31年度より 「委託化」に移行する

松戸市は、国の制度改正により平成29年度から松戸市が運営主体となる「委託化」による検討を開始しました。45施設の小学校区保護者を対象に、放課後児童クラブに対するアンケート調査を行い、保護者、学校関係者、市担当による「放課後児童クラブ運営事業者選考委員会」を設置しました。民間企業も参入させたプロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、その結果、平成31年4月から社会福祉法人が6から5法人へ減、NPO法人が5から6法人へ増、株式会社が新たに3法人となりました。

図表3 松戸市放課後児童クラブ運営法人別の法人・施設数（平成30年9月）

| 運営形態   | 法人数 | 施設数 |
|--------|-----|-----|
| 社会福祉法人 | 6   | 14  |
| NPO法人  | 5   | 25  |
| 株式会社   | 3   | 6   |

保護者の自主運営に始まった松戸市の放課後児童クラブは、国基準によって制度化されましたが、支援員労働環境、障がい児童受け入れ、子どもの放課後の生活の場としての施設整備など多くの課題が残されています。

## 二階堂 剛 プロフィール

NPO法人MASC（マスク）顧問  
松戸市議会議員  
社会福祉法人八柱福祉会評議員  
社会福祉法人和泉福祉会監査  
労働組合なのはなユニオン元役員



## シリーズ 千葉の地域紹介 野田市

- ・人口：154,404人  
(平成31年4月1日現在)
- ・面積：103.55 km<sup>2</sup>
- ・市の花：つつじ
- ・市の木：けやき
- ・市の鳥：ひばり

# 歴史と文化が薫るまち・野田

## 野田市広報広聴課

野田市は、市の周囲が利根川、江戸川、利根運河に囲まれている地形で、歴史と文化、自然が豊かなまちを形成しています。

歴史を振り返ってみると、北部は大都市江戸の玄関口として川の関所が設けられた関宿藩の城下を中心に栄え、南部は、農業とともに江戸っ子の食文化を支えた醤油醸造業が発展し、今でも、市街地には大正時代から昭和初期の建物などが点在しています。

そのほかにも、太平洋戦争を終戦へと導いた鈴木貫太郎元内閣総理大臣や実力名人制を確立し、「近代将棋の父」とも呼ばれる関根金次郎十三世名人を顕彰する記念館がありますので、週末などにぜひ野田散策を楽しんでみてください。

### ◆城下町、関宿の歴史

江戸幕府は関宿城をととても重要視し、代々、関宿に譜代大名を配しました。江戸時代が幕を閉じるまで藩主は8家23代にわたります。なかでも久世氏の治世が最も長く、老中などの要職に就くほど、幕府内で重要な地位を占めました。

江戸時代の関宿城はほとんど現存しませんが、天守閣を模した「千葉県立関宿城博物館」があります。関宿藩の歴史や「河川とそれにかかわる産



彼方に富士山を望む千葉県立関宿城博物館

業」をテーマに河川改修や水運の歴史を紹介しながら、流域の人々と川の関わりの資料を展示しています。

### ◆太平洋戦争を終戦に導いた 内閣総理大臣・鈴木貫太郎

鈴木貫太郎は、関宿藩士・鈴木由哲の長男として関宿藩の飛地となる和泉国伏尾（現在の大阪府堺市）で生まれ、明治5（1872）年に関宿に戻り、5年ほど過ごした後、群馬県前橋へ移ります。大正12（1923）年に海軍大將に、その後、連合艦隊司令長官、昭和天皇の侍従長などを歴任しました。昭和20（1945）年4月7日、内閣総理大臣に就任し、太平洋戦争を終戦に導き、わずか4か月余りという在任期間でしたが、大役を終えて関宿へ戻り、静かな余生を送ります。故郷の関宿では、地

域の特性を生かして河川敷の草を利用した酪農に着目し「農事研究会」を発足させ、専門の講師による講演会も開催しました。そのため、野田市は現在でも酪農が盛んです。

翁の業績を広く紹介するため、「鈴木貫太郎記念館」が昭和38（1963）年に開館しました。礼服や日常生活品などの遺品などを数多く展示しています。



### ◆近代将棋の父・ 関根金次郎

関根金次郎は、子どものころから将棋が強く、小学校に入学するころには、地元に敵うものがないほどでした。11歳の時に棋士を志して上京。修行を重ねて明治24（1891）年には四段、同38（1905）年には八段へ昇段します。映画『王将』のモデルとなった阪田三吉との三番勝負

はこのころです。大正10（1921）年、53歳で十三世名人に就いた後は、340年続いた世襲制と終身名人制を廃止し、選手権制による実力名人制を制定したほか、現在の日本将棋連盟の前身である日本将棋大成会を興すなど、今日の将棋界の隆盛の基礎を築き「近代将棋の父」と言われています。

将棋の情報発信基地として、「関根名人記念館」では、名人ゆかりの品約40点を常時展示、江戸時代から現代までの将棋の本、約2,400冊あまりを所蔵しています。記念館の隣には、52畳の対局室を設け、どなたでも気軽に将棋を指すことができます。



（上）鈴木貫太郎翁の遺品やゆかりの品を展示する鈴木貫太郎記念館

（下）誰でも気軽に将棋に親しめるように、対局室もある関根名人記念館

### ◆醤油醸造の歴史

野田の醤油醸造の始まりを永禄年間（1558年～1570年）とする伝承もありますが、江戸川を利用して活発に江戸へ出荷し始めるのは、18世紀の終わりごろです。現在、万能調味料である醤油は、アメリカやヨーロッパでもその味覚が定着し「世界の味」として親しまれています。

醤油の歴史や郷土の歴史・民俗に関する豊富な資料を展示する「野田市郷土博物館」は、昭和34（1959）年に開館した県内で最初の登録博物館です。建物は京都タワーや日本武道館などの設計で



知られる建築家・山田守による  
ものです。また、市民参加型の  
企画展も年2回開催しています。

## ◆醤油のことがなんでも わかる「キッコーマン もの知りしょうゆ館」

キッコーマンが工場内に開設  
しているミュージアムです。醬  
油ができるまでを工場見学しな  
がら、もろみ熟成の様子や醬油  
の歴史展示の見学や醬油の色・  
味・香りを体験でき、楽しく学  
べます。

ぜひ野田を訪れ、歴史と文化  
のある野田の魅力を楽しんでみ  
てください。土曜・日曜も毎日  
運行するコミュニティバス「ま  
めバス」を運行していますので、  
市内散策にはご利用ください。



(上) 野田市郷土博物館 (下) キッコーマンもの知りしょうゆ館

## 各施設の基本情報

| 施設名                 | 所在地/連絡先                           | 開館時間                     | 休 館                 | 入館料                                    |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------|---------------------|----------------------------------------|
| 千葉県立関宿城博物館          | 野田市関宿三軒家143-4<br>Tel 04-7196-1400 | 9時～16時30分                | 月曜日<br>(祝日の場合は翌日)   | 200円(高・大学生<br>100円)※中学生以<br>下、65歳以上は無料 |
| 鈴木貫太郎記念館            | 野田市関宿町1273<br>Tel 04-7196-0102    | 9時～17時                   | 月曜日(祝日は開館)          | 無料                                     |
| 関根名人記念館             | 野田市東宝珠花237-1                      | 展示室は9時～17時<br>対局室は9時～21時 | 火曜日(祝日は開館)          | 無料                                     |
| 野田市郷土博物館            | 野田市野田370-8<br>Tel 04-7124-6851    | 9時～17時                   | 火曜日(祝日は開館)          | 無料                                     |
| キッコーマンもの知り<br>しょうゆ館 | 野田市野田110<br>Tel 04-7123-5136      | 9時～16時<br>(受付は15時まで)     | 第4月曜日<br>(祝日の場合は翌日) | 無料                                     |

# 新聞の切り抜き記事から

研究員 井原 慶一



当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

## □第38分冊 (2019年1月1日～2019年4月30日)

### 市川市で「カラス条例」施行

千葉県市川市で1月1日に「カラス被害防止条例」が施行された。カラスによるゴミの散乱被害を防ぐため、集合住宅の所有者などにゴミ集積所の適切な設置や管理を求め、違反者には改善命令や氏名公表を含む制裁措置も明記した。今後は条例の適切な運用とその実効性が問われる。

(日本経済01/08)

### 我孫子市長に星野氏 多選批判かわし4選

任期満了に伴う我孫子市長選は20日投開票され、いずれも無所属で、現職の星野順一郎氏(61)=自民、公明推薦=が、新人で元市議の飯塚誠氏(49)=立憲、国民、共産、自由、社民など推薦=を破り、4選を果たした。

(毎日01/21)

### 大規模マンション内認可保育園 居住者優先の新制度

千葉市は、大規模マンション内に保育所を設置する場合、居住者が優先的に入所できるようにする制度をつくった。子育て世帯が急増するなか、大規模マンションが新設された地域の保育所が「激戦区」になることを避ける狙いで、適用の第1号になる保育所が4月に開所する。こうした認可保育所の設置は首都圏では珍しいという。

(朝日01/22)

### 県19年度予算案 一般会計1兆7,608億円 6年連続で過去最大

県は24日、一般会計の総額が1兆7,608億4,500

万円の2019年度当初予算案を発表した。18年度の当初予算と比べ1.8% (319億6,400万円) 増で、6年連続で過去最大を更新。幼児教育無償化や高齢化により社会保障費が大きく膨らみ、道路交通インフラの整備費用などで投資的経費も大幅に増えた。県の借金である県債残高は過去最高を更新する見込み。

(毎日01/25)

### 政活費不正 元市議ら書類送検へ 富山県警、詐欺容疑など

富山市議会の政務活動費不正受給問題で、富山県警は近く、自民党会派だった元市議4人らを詐欺などの疑いで富山地検に書類送検をする方針を固めた。

(読売01/29)

### パートナー証明書交付 千葉市、公認制度スタート

千葉市は29日、LGBTなど性的少数者や事実婚などのカップルを公的に認める制度を始めた。市によると、事実婚のカップルも対象にした制度は全国初。世帯向け市営住宅への入居や、市立病院でパートナーが意識不明になった際の面会も新たに認められるようになった。

(毎日01/30)

### 富山市議長ら8人書類送検 政活費詐取容疑など

富山市議会の政務活動費不正受給問題で、富山県警は30日、いずれも自民党会派で現職の村上和久議長(57)や元市議ら計8人を詐欺などの疑いで富山地検に書類送検した。

(読売01/31)

## 出直し町長選 対抗馬出ず前職当選 不祥事続いた滋賀・甲良

自らの不手際や町民の情報流出…。相次ぐ不祥事を受け、給与が7割減になっていた滋賀県甲良町の野瀬喜久町長(68)が辞職し、打って出た出直し選挙が5日、告示された。だが、ほかに立候補の届け出がなく、結果は野瀬氏の無投票再選。野瀬氏は「信任が得られたと思っている」と述べた。

(朝日02/06)

## 認可外、補助に上限 幼保無償化を閣議決定

政府は12日、幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案を閣議決定した。3～5歳児は全世帯、0～2歳児は住民税非課税世帯が対象で、10月1日から認可保育所など利用料が無料になる。無償化は安倍政権の看板政策の一つ。10月の消費税率10%への引き上げによる増収分を財源に、子育て世代の負担軽減を図る。無償化に必要な費用は地方負担分を含めて年間7,764億円の見込みで、10月からの半年分に限り国が全額賄う。認可保育所や一部の幼稚園、認定こども園に通う3～5歳児は世帯の年収にかかわらず全額無料。認可外保育施設は、共働き世帯など保育の必要性があると認定された3～5歳児は月額3万7,000円、0～2歳児は月4万2,000円をそれぞれ上限に補助する。

(毎日02/13)

## 女性ゼロ議会 なお2割 1人以下は全体の45%

全国の1,788地方議会のうち、女性議員のいない「女性ゼロ」議会が339議会に上ることが、朝日新聞社のアンケートで分かった。8年前の調査で412議会、4年前は379議会ですぐに減ってはいるが、依然として2割近くの議会に女性議員がいない。女性議員が1人しかいない議会も460議会あり、女性議員が1人以下の議会が全体の計45%を占めている。

(朝日02/17)

## 談合防止へ硬軟両様 公取委、課徴金めぐり法改正案

今国会に提出される予定の独占禁止法改正案の全容が分かった。カルテルなどの違反行為を自主申告した企業への課徴金を減免する制度について減免対象の上限をなくし、調査への貢献度に応じ減額幅も拡大する。情報提供を促し、違反行為の解明につなげる。企業が違反の有無を弁護士に相談しやすくする制度も作る。一方、罰則は事実上強化する。硬軟の両面から公正な競争環境づくりを加速させる。

(日本経済02/19)

## ごみ施設稼働「3年遅れ」 四街道市土壌汚染調査が長期化

四街道市が計画するごみ処理施設の建設予定地付近の土壌が汚染されている問題で市は22日、施設の稼働は当初予定していた2021年10月より3年近く遅れることを明らかにした。

(朝日02/23)

## 富山市議会 新議長2週間で辞任

政務活動費の不正受給問題で14人が議員辞職した富山市議会で、政活費を巡り、詐欺容疑などで書類送検された前議長の辞任に伴って今月12日に選出されたばかりの横野昭議長(66)が26日、政活費を不適切に使った責任を取り、議長職の辞任願を提出した。3月定例会を3月1日に控え、市議会は混迷を深めている。

(読売02/27)

## 病院減らぬ過剰ベッド 医療費膨張に拍車

病院ベッド(病床)の過剰感が強まっている。日本経済新聞が都道府県の医療計画を調べたところ、必要数を上回る病床は2018年度に計21万1千床と13年比で14%増えていた。超過割合は2割台に乗った。人口減少で不要となった高額な重症者向けの削減や、高齢化に適したリハビリ用への転換が進まない。実際の需要に合った適正な病床数にしないと医療費は一段と膨らむ。

(日本経済03/03)



## 液状化対策 住民合意難航 工事進まず

東日本大震災で液状化被害に遭った浦安市や習志野市などの住宅地で再発防止に向けた工事が難航している。被災自治体は施工を検討しているものの、費用負担や工事の必要性を巡って住民の意見がまとまらないためだ。熊本地震の際も同様の問題が表面化。専門家は、予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備え、「全国的な対策を急ぐべきだ」と指摘している。（千葉日報03/08）

## 大阪知事・市長が辞職願 来月、入れ替わりダブル選

大阪府の松井一郎知事（大阪維新の会代表）は8日、吉村洋文市長とともに任期途中で辞職した上で4月の統一地方選に合わせてそれぞれ市長選、知事選に入れ替わって出馬すると表明した。維新の看板政策である「大阪都構想」を争点に掲げて民意を問い直し、都構想の賛否を問う住民投票の実施に向けて道筋をつける狙いがある。

（日本経済03/09）

## 銚子電力「割安で」家庭に電力供給

銚子市が民間と共同で設立した電力小売り会社「銚子電力」が、4月から一般家庭向けに電気の供給を始める。市が7日に発表した。4月1日から申し込みを受け付ける。市によると、料金は1キロワット時あたり26円。基本料金はかからず、使用した分だけ支払う一律従量料金制度を採用する。各家庭の電気代は東京電力よりも3～10%程度安くなる見込みだという。（朝日03/09）

## 指定廃棄物長引く一時保管 候補地の千葉市 拒否姿勢

東京電力福島第一原発事故による放射性物質で汚染され、柏市など県内9市に一時保管されている指定廃棄物。国の一カ所集約管理の方針で、千葉市が2015年4月に処分場（長期管理施設）候補地に選定されたが、同市の受け入れ拒否が続く、動きは停滞したままだ。候補地選定から4年近く、国は具体的な打開策を示せず、解決の糸口は見え

ていない。

（朝日03/10）

## 診療データ共有 形骸化

IT（情報技術）を活用した医療の効率化が掛け声倒れになっている。診療データを病院間で共有する全国約210の地域ネットワークの登録患者数は、国内人口のわずか1%であることがわかった。国と自治体は医療費の抑制や患者の利便性向上を狙い、計530億円を超す公費を投じたが重複医療を解消する効果が出ていない。医療IT政策の仕切り直しが必要だ。（日本経済03/15）

## 介護施設 死亡事故1,500人 特養・老健17年度

厚生労働省は14日、全国の特別養護老人ホーム（特養）と老人保健施設（老健）で、2017年度の1年間に事故で死亡した入所者が少なくとも計1,547人いたとの速報値を公表した。

（千葉日報03/15）

## 水道民営化「必要ない」52% 全国首長アンケート

昨年12月に成立した改正水道法で、経営が悪化している水道事業の運営権売却が可能になるものの、自治体首長の過半数が「導入する必要はない」と判断していることが、読売新聞社が実施した「全国自治体首長アンケート」で分かった。安全面での不安や、水道料金高騰の可能性があることが主な理由として挙げられている。（読売03/17）

## 旭市の断水 給水再開

旭市の旭地区、干潟地区で16日夜から断水が続いていた問題で、両地域の計約1万5千軒に配水する東総広域水道企業団（東庄町）は18日、送水管の取り換え作業を終え、同日午前6時から給水を再開したと明らかにした。（千葉日報03/19）

## 「通年議会」導入へ 鎌ヶ谷、県内初

鎌ヶ谷市議会は18日、閉会期間をなくし年1回の通年開催とする「通年議会」を5月から導入す

ると発表した。市議会事務局によると、県内での導入は大多喜町と長生村だけで、37市では初という。

(千葉日報03/19)

#### 御宿町議会 当初予算案を否決

御宿町議会が19日に開かれ、2019年度一般会計予算案を賛成少数で否決した。議会は、石田義広町長に対して調査特別委員会（百条委）が設置され町政が停滞したことを批判。「町を代表するものとして不適任。提案した予算は認められない」として反対が多数を占めた。

(千葉日報03/20)

#### 101兆円予算成立

当初予算として初めて100兆円を超えた2019年度予算が27日、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。

(読売03/28)

#### 「知事与党」議席6割 県議選

7日投開票の千葉県議選（定数94）で「知事与党」の自民、公明両党が6割の議席を確保し、森田健作知事の県政運営は安定性を増しそうだ。最大会派の自民党は追加公認などを含め、現有議席の51を上回る可能性が出てきた。一方、投票率は3回連続戦後最低を更新。県政の無風状態が続くなか、有権者の政治離れは深刻さを増している。

(日本経済04/09)

#### 女性県議最高13人 全国10位

政治分野の男女共同参画推進法が成立してからの初の大型選挙となった7日投開票の統一選、千葉県議選は当選した女性議員が13人、定数94に対する割合が13.8%で、ともに過去最高となった。

(千葉日報04/09)

#### 自民、最大勢力を確保 千葉市議選

7日に投開票された千葉市議選（選挙区6、定数50）では、自民党が現有議席18を維持し、引き続き市議会最大勢力を保った。公明党は改選前の8議席を確保、それぞれ6議席と2議席だった国民民主党と立憲民主党は5人が当選し、市民ネッ

トも2議席を死守した。現有7議席の維持を目指した共産党は美浜区で議席を失い、6議席にとどまった。

(日本経済04/09)

#### 維新、都構想再挑戦へ 大阪「ダブル選」圧勝

大阪都構想が最大の争点となった大阪府知事と大阪市長の「ダブル選」（7日投開票）は大阪維新の会が圧勝した。府議会では目標とした過半数の議席確保を達成。市議会では過半数に届かなかったものの、議席を上積みし、支持を広げた。

(日本経済04/09)

#### 八千代に「市民発電所」

八千代市で今月、市民が資金を集めて太陽光発電に取り組む「市民発電所」がスタートする。東日本大震災を契機に、原子力発電に依存しない自然エネルギーの「地産地消」を目指すプロジェクトだ。

(朝日04/09)

#### 白井市長選 笠井氏が無投票初当選

白井市長選は14日、新人で同市元総務部長の笠井喜久雄氏(59)以外に立候補はなく笠井氏が無投票で初当選した。

(千葉日報04/16)

#### 佐倉 西田氏初当選 習志野 宮本氏3選 流山 井崎氏5選

県内の統一地方選を締めくくる3市長選と19市町議選は21日、投開票された。3市長選はいずれも現職に新人が挑戦。このうち、4人による激戦となった佐倉市長選は元県議の西田三十五氏(54)が現職を破って初当選した。習志野市長選は現職の宮本泰介氏(46)が3選。流山市長選も現職の井崎義治氏(65)が5選を果たした。

(千葉日報04/22)

<以下次号へ>

## 今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。  
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

| 入 手 資 料                                  | 著 者      | 日 付       | 種 類 | 発 行 元          |
|------------------------------------------|----------|-----------|-----|----------------|
| 月刊自治研1月号 元号と自治体                          |          | 2019.1. 9 | 情報誌 | 自治研中央推進委員会     |
| ぐんま自治研ニュース№137 自治体戦略2040構想研究会報告について      |          | 2019.1. 9 | 情報誌 | 群馬県地方自治研究センター  |
| とちぎ地方自治と住民549 自治基本条例は活かしているか(1)          |          | 2019.1. 9 | 情報誌 | 栃木県地方自治研究センター  |
| 自治総研12月号 IR(カジノ)整備法の制定                   |          | 2019.1. 9 | 情報誌 | 地方自治総合研究所      |
| 全国首長名簿2018年版                             |          | 2019.1.16 | 資料  | 地方自治総合研究所      |
| クォーターリーかわさき通信№8 川崎の中の沖縄                  |          | 2019.1.16 | 情報誌 | 川崎地方自治研究センター   |
| みやぎき研究所だより№94 第55回佐賀護憲大会報告               |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 宮城県地方自治問題研究所   |
| 治研とやま№107 地域に希望あり～まち・人・仕事を創る～            |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 富山県地方自治研究センター  |
| フォーラムおおさか№155 人口減少時代における地域自治の条件をさぐる      |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 大阪地方自治研究センター   |
| 北海道自治研究600 今日の状況からみた筆界同の課題と展望            |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 北海道地方自治研究所     |
| とちぎ地方自治と住民550 OSAKA三題噺—G20・万博・IRの誘致戦略—   |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 栃木県地方自治研究センター  |
| 県内市町村の財政の現状と課題                           |          | 2019.1.30 | 報告書 | 株式会社千葉銀行       |
| 自治総研1月号 食品衛生法の改正について                     |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 地方自治総合研究所      |
| 未来の図書館、はじめます                             |          | 2019.1.30 | 単行本 | 青弓社            |
| とうきょうの自治№111 東京の住宅課題                     |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 東京自治研センター      |
| るびゅう・さあんとる№18 第37回地方自治研究全国集会関係論文         |          | 2019.1.30 | 情報誌 | 東京自治研センター      |
| 月刊自治研2月号 2019年度予算のポイント                   |          | 2019.2. 6 | 情報誌 | 自治研中央推進委員会     |
| 信州自治研324号「集合タクシー」運行による高齢者の健康長寿と地域活性化     |          | 2019.2. 6 | 情報誌 | 長野県地方自治研究センター  |
| 新潟自治78 新たな幕開けは見えるのか                      |          | 2019.2. 6 | 情報誌 | 新潟県地方自治研究センター  |
| 自治研なら123号「道徳」その問題と現場の状況                  |          | 2019.2.20 | 情報誌 | 奈良県地方自治研究センター  |
| 徳島自治111号 自治体ニューリーダーからの提言                 |          | 2019.2.20 | 情報誌 | 徳島地方自治研究所      |
| とちぎ地方自治と住民551 現代行政を考える(1)                |          | 2019.2.20 | 情報誌 | 栃木県地方自治研究センター  |
| 埼玉自治研№52 埼玉県内市町村子育て支援・保育事業に関する調査最終報告書    |          | 2019.2.27 | 情報誌 | 埼玉県地方自治研究センター  |
| 平和憲法の破壊は許さない                             | 小西洋之・伊藤真 | 2019.2.27 | 単行本 | 日本評論社          |
| 自治総研2月号「国税・森林環境税の問題点」第1回                 |          | 2019.2.27 | 情報誌 | 地方自治総合研究所      |
| 北海道自治研究601 地域包括ケアシステムに向けて                |          | 2019.3. 6 | 情報誌 | 北海道地方自治研究所     |
| 信州自治研325号 2019年度政府予算と地方財政計画              |          | 2019.3. 6 | 情報誌 | 長野県地方自治研究センター  |
| 自治研ふくい66 被爆体験を聞く                         |          | 2019.3. 6 | 情報誌 | 福井県地方自治研究センター  |
| かながわ自治研月報2 世論調査から見た2018年政治動向             |          | 2019.3. 6 | 情報誌 | 神奈川県地方自治研究センター |
| 市政研究19冬202 都市のリスク                        |          | 2019.3. 6 | 情報誌 | 大阪市政調査会        |
| 自治研さふ122号 ブラック校則!?～岐阜県立高校の「校則」をチェック～     |          | 2019.3.13 | 情報誌 | 岐阜県地方自治研究センター  |
| 月刊自治研3月号 選挙と民意を結びつけるために                  |          | 2019.3.13 | 情報誌 | 自治研中央推進委員会     |
| あしたへー健康と医療のセーフティ・ネット                     |          | 2019.3.13 | 報告書 | 新潟県地方自治研究センター  |
| 地方自治京都フォーラム2019年冬 大学と地域の連携交流             |          | 2019.3.13 | 情報誌 | 京都地方自治総合研究所    |
| 自治権いばらき132 子どもたちの貧困私たちにできること             |          | 2019.3.20 | 情報誌 | 茨城県地方自治研究センター  |
| とちぎ地方自治と住民552 現代行政を考える(2)                |          | 2019.3.27 | 情報誌 | 栃木県地方自治研究センター  |
| ながさき自治研№74 市民自治型平和保障政策と改憲論               |          | 2019.3.27 | 情報誌 | 長崎県地方自治研究センター  |
| 自治研おかやま№12 岡山に夜間中学校をつくる会の軌跡              |          | 2019.3.27 | 情報誌 | 自治研究センターおかやま   |
| 自治総研3月号 平成合併後の小規模自治体の人口変化と財政             |          | 2019.3.27 | 情報誌 | 地方自治総合研究所      |
| 埼玉自治研№53 会計年度任用職員の労働条件を現在以上に確保する         |          | 2019.4. 3 | 情報誌 | 埼玉県地方自治研究センター  |
| 北海道自治研究602 自民党の改憲条文案の問題性について             |          | 2019.4. 3 | 情報誌 | 北海道地方自治研究所     |
| 自治研ひろしま 第32回広島県地方自治研究広島集会報告書             |          | 2019.4. 3 | 報告書 | 広島地方自治研究センター   |
| ぐんま自治研ニュース№138 「男性学の視点から男女共に生きやすい社会を考える」 |          | 2019.4.10 | 情報誌 | 群馬県地方自治研究センター  |
| 信州自治研326号 種子法廃止から県民が誇れる条例制定に向けて          |          | 2019.4.10 | 情報誌 | 長野県地方自治研究センター  |
| 月刊自治研4月号 医療保険制度改革のいま                     |          | 2019.4.10 | 情報誌 | 自治研中央推進委員会     |
| 都内基礎自治体データブック(2017年版)                    |          | 2019.4.17 | 報告書 | 東京自治研センター      |
| とうきょうの自治№112 2019年度予算                    |          | 2019.4.17 | 情報誌 | 東京自治研センター      |
| 新潟自治79 県内自治体の2019年度予算をみる                 |          | 2019.4.17 | 情報誌 | 新潟県地方自治研究センター  |
| フォーラムおおさか№156いま、私たちはどのような時代にいるのか         |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 大阪地方自治研究センター   |
| 八王子自治研センター通信№17 「共生社会を考える研究会」スタート        |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 八王子自治研センター     |
| とちぎ地方自治と住民553 現代行政を考える(3)                |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 栃木県地方自治研究センター  |
| 地方自治ふくおか68号 竹の適正管理と活用に関する研究              |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 福岡県地方自治研究所     |
| 自治総研4月号 地域公共交通サービスの維持と高齢者の健康             |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 地方自治総合研究所      |
| 八王子市誌編さん事業の成果と課題                         |          | 2019.4.24 | 報告書 | 八王子自治研センター     |
| 北海道自治研究603 新知事が直面する道政課題                  |          | 2019.4.24 | 情報誌 | 北海道地方自治研究所     |



# 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

## 基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

## 会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)  
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

## 特典

### 正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

### 賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

## ●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

| 会費の種別            | 個人会員・・・正会員・賛助会員<br>団体会員・・・正会員・賛助会員 | 加入口数    | ( )口 |
|------------------|------------------------------------|---------|------|
| 個人<br>または<br>団体名 | ふりがな                               | ご住所     | 〒    |
| 職場<br>(勤務先)      |                                    |         |      |
|                  |                                    | 電話 ( )  |      |
|                  |                                    | Fax ( ) |      |
|                  |                                    | メールアドレス |      |

## ■お問い合わせは

### 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内  
TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

## 編集後記

- ◆エイプリルフールの4月1日、久しぶりにランチに立ち寄ったお店は、音無しで映像のみのテレビを普段は映しています。その日はいつもと違い、しばらくすると、菅官房長官が仰々しく「令和」と書かれた紙を高々と掲げ、新しい元号を発表していました。それを見聞きしていた女性客2組が「何それ。ラリルレロは言いづらいわよ」と一言。確かにラ行は発音しづらくもあり、後で考えれば、あまり馴染みのない「令」という字が使われていたのもそう言わせた一因かもしれません。
- ◆4月末から5月初旬にかけて10連休となりました。「お祭り騒ぎ」が延々と報道される中で、育児・家事に忙殺される若いカップルが「休みが長くて大変」とつぶやく姿が映し出されていました。また、連休で収入が減少して困るという非正規労働者も相当数にのぼると見られるなど、浮かれていられない人が随分多いのに気づかされました。改元・天皇交代の政治的利用との批判が高まりましたが、政権与党はごまかしと人気取りの政治ショーに明け暮れるのをいい加減に終わりにして、いまの日本社会の中で本当に困っている人の生活改善や将来不安の解消に全力を注いでほしいものだと思います。
- ◆今号の巻頭言は、衆議院議員の谷田川元さんに執筆をお願いしました。谷田川さんは前回の総選挙で千葉県第10区から立候補しましたが、惜しくも落選。本年3月に、相模原市長選挙に立候補した本村賢太郎氏の辞職に伴い、衆院比例代表南関東ブロックで繰り上げ当選となりました。巻頭言では、安倍政権によって繰り返された衆議院解散が党利党略による身勝手なものであり、許されるものではないことに言及しています。また、井原慶一研究員には千葉県議会議員選挙についてまとめてもらいました。今回の選挙では、自民党の単独過半数という千葉県議会の構造に大きな変化は生じていないことに触れつつ、この間徐々に進んできている候補者不足・投票率の低下という問題点に分析を加えています。
- ◆次号は、地方自治総合研究所委嘱研究員の菅原敏夫氏による「市民が進める自治体の条例づくり－人権と福祉の事例を中心に－」をテーマとした講演録を掲載します。菅原氏は、市民の側から自治体の条例づくりをおこなっており、とくに、外国人の人権を課題にした「人種差別撤廃条例案」、福祉・社会保障関係では「ケアラー支援条例」、高齢期の住宅のあり方を中心にした「住宅基本条例」の作成などに携わってきました。地域で市民活動を進めるうえで大いに参考になるものと思います。次号にご期待ください。

事務局長 佐藤 晴邦

### 自治研ちば 既刊案内



2019年2月  
(vol.28)

- 巻頭言 千葉県地方自治研究センター理事 総武法律事務所弁護士 喜田 康之
- 第11回千葉県地方自治研究会基調講演  
公共施設・インフラの老朽化と地方財政～住民の安全・安心を守るために  
明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科教授 兼村 高文
- 第11回千葉県地方自治研究会 パネルディスカッション  
司会 千葉県地方自治研究センター 理事長 宮崎 伸光  
コメンテーター 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 兼村 高文  
パネリスト 千葉県議会議員 網中 肇  
千葉県議会議員 田畑 直子  
千葉県総務部資産経営課 副課長 島田 昌信  
千葉県県土整備部道路環境課 副課長 石橋 和宏
- シリーズ「千葉から日本社会を考える」  
ともに暮らせる地域の枠組みづくりを 外国人労働者受入れ拡大策の本来のあり方とは  
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- 市議会報告 希望への再生・銚子の底力・住みやすいまちづくりを基本テーマに  
銚子市議会議員 宮内 和宏
- 自治研センター活動報告 地域づくりフィールドワーク 市原市南部地域から考える  
千葉県地方自治研究センター 理事 赤荻 渉
- 公共の担い手 地域における生活支援・介護予防サービスの担い手  
NPO法人たすけあいサポートアイアイ 代表理事 岩橋 百合
- シリーズ千葉の地域紹介 都市アイデンティティ～「千葉市らしさ」の確立を目指して  
千葉市都市アイデンティティ推進課 研究員 井原 慶一
- 新聞の切り抜き記事から 編集部
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

### 自治研ちば VOL.29

2019年6月19日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円（送料別途）

おトクがいっぱい!

だから私は〈中央ろうきん〉に決めた!

給与振込口座は〈中央ろうきん〉がおすすめ!

ATM・CD利用時の

インターネット/モバイルバンキングでの

引出手数料

振込手数料

キャッシュバック

〈中央ろうきん〉の  
キャッシュカードなら

ATM引出手数料が

何度でも

0円

〈中央ろうきん〉に給与振込指定の場合、  
インターネット/モバイルバンキングでの

振込手数料が

月3回まで

キャッシュバックとは

〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、  
ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・  
CDを利用してお引出しした場合、所定の  
利用手数料を即時にお客様の〈中央ろう  
きん〉ご利用口座へお戻しすることです。

CHECK キャッシュ  
バックで  
こんなにオトク!

引出手数料 引出回数 1年間で  
108円の場合×5回×12ヶ月=6,480円

振込手数料 振込回数 1年間で  
432円の場合×3回×12ヶ月=15,552円

ご留意いただきたいこと

キャッシュバックの対象は、当金庫のシ  
ステムにて「給与振込」として判定できる  
ものに限り、  
「給与振込」は、お勤め先の振込方法に  
よっては対象とならない場合があります。

商品の詳細は〈中央ろうきん〉千葉県本部へ

TEL:043-251-5162



ATMが全国、いつでもどこでも使える!  
便利なく中央ろうきん!

つかえるATM

銀行・信金・信組

ゆうちょ銀行 イオン銀行 セブン銀行

24時間利用可能!

たとえばこんなコンビニでも

LAWSON FamilyMart

セブンイレブン

24時間

利用可能

JR東日本のATMコーナー

始発から終電まで  
毎日利用可能

VIEW ALTE

※ご利用時間は、始発  
から終電まで365日。  
カードローンはご利用い  
ただけません。



※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

【ATM・CD引出手数料キャッシュバックサービス】※普通預金・  
貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン[カード型])のお引出し  
を対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出手数料が即時にご利用  
口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。

【振込手数料キャッシュバックサービス】※〈中央ろうきん〉に給与振込  
または年金振込をご指定の方を対象に、「インターネット/モバイルバンキング」からの  
振込による振込手数料が、お1人様あたり1ヶ月につき、日付、時刻の早い順に3回ま  
でキャッシュバックされます。※キャッシュバックされたお振込手数料は、翌月20日(休  
業日の場合は前営業日)に、お振込手数料をお引きしたお客様の〈中央ろうきん〉普通  
預金・貯蓄預金口座へご入金します。※キャッシュバック時にキャッシュバック対象口  
座が解約されている場合等、キャッシュバックの対象外となる場合があります。※キャ  
ッシュバックサービスは、個人のお客様が対象となります。  
※1 メンテナンス等によりサービスが利用できない日・時間帯があります。また、お取引  
内容と時間帯によっては、翌営業日扱いになることがあります。

2019年1月1日現在



— 2019年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ —

たすけあいの輪をむすぶ  
「こくみん共済 coop」スタート!

住みいる共済

火災共済・自然災害共済

こくみん共済

総合医療共済

せいめい共済

マイカー共済

自賠責共済

団体生命共済

交通災害共済

新セット移行共済

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

coop



ご相談は こくみん共済千葉推進本部 (千葉県勤労者共済生活協同組合)

Tel 043-287-8165 (受付時間: 平日9時~17時 ※祝日を除く)



# じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5118A053

自治労共済  
生協組合員  
なら

契約者＝組合員で  
家族の車も

## 団体割引

# 15%

主たる被共済者になれる方

- 1 組合員本人
- 2 組合員の配偶者
- 3 組合員の同居の親族\*
- 4 組合員の配偶者の同居の親族\*

\* 別居の未婚の子も含まれます。

※現在ご加入の保険（共済）の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

※2020年1月までの団体割引率を記載しています。



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

**全労済** 全国労働者共済生活協同組合連合会

## 自治労共済本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

## ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定〈年末年始等、特別日を除く〉

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。  
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

お問い合わせ・ご予約  
TEL:043-248-1128

レストラン  
「セブンシーズ」

ランチタイム  
11:30～14:00

ディナータイム  
17:00～21:00 (L.O 20:30)



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3  
TEL:043-248-1111(代)

### 交通のご案内

お車にて  
◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より25分、  
国道357号線を蘇我方面へ、左手より「千葉みなと駅」方面へ右折  
電車・モノレールにて  
◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分



<https://www.okura-chiba.com>